

第**24**期

定時株主総会招集ご通知

開催日時 2023年6月21日（水曜日）午前11時
（受付開始：午前10時）

開催場所 東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号
渋谷ヒカリエ9階
ヒカリエホールA

決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

株主様には本株主総会の模様をご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を実施いたします。

CONTENTS

| | |
|-------------------|----|
| ■ 第24期定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| ■ 株主総会参考書類 | 7 |
| ■ 事業報告 | 30 |
| ■ 連結計算書類 | 55 |
| ■ 計算書類 | 78 |
| ■ 監査報告書 | 88 |



招集ご通知の掲載内容がパソコン・スマートフォン・タブレット端末からご覧いただけます。



<https://s.srdb.jp/2121/>

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社MIXI

証券コード：2121

証券コード：2121
2023年6月5日
(電子提供措置の開始日：2023年5月30日)

株主各位

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
渋谷スクランブルスクエア

株式会社MIXI

代表取締役社長 木村 弘毅

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第24期定時株主総会招集ご通知」として株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）を掲載しております。

当社ウェブサイト

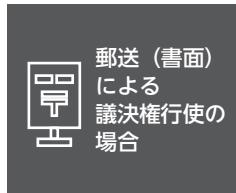
<https://mixi.co.jp/ir/stock/meeting/>

電子提供措置事項は、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。下記ウェブサイトにアクセスし、「銘柄名 (MIXI)」又は「証券コード (2121)」を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようようお願い申し上げます。

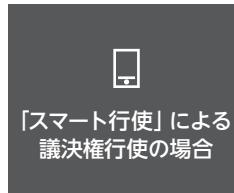
東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席いただかない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月20日（火曜日）午後7時までに議決権をご行使くださいませようようお願い申し上げます。



詳細は3ページ



詳細は4ページ



詳細は4ページ

敬 具

記

| | |
|--------|--|
| 1 日 時 | 2023年6月21日（水曜日）午前11時 |
| 2 場 所 | 東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号 渋谷ヒカリエ9階 ヒカリエホールA （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3 目的事項 | 報告事項 (1) 第24期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第24期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役7名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 |

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類と事業報告の一部を併せてご送付しております。また、書面交付請求をいただいた株主様には、法令及び定款に基づき、電子提供措置事項から次の項目を除いた書面をご送付しております。なお、ご送付している書面の頁番号、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、書面の頁番号等が抜けている部分は誤記ではございません。あらかじめご了承ください。
「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、**当社ウェブサイト**に掲載させていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使の方法についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



株主総会へ出席

株主総会開催日時

2023年6月21日（水曜日）
午前11時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただけない場合

書面による議決権行使

議決権行使期限

2023年6月20日（火曜日）
午後7時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

▶ 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

「スマート行使」によるご行使

議決権行使期限

2023年6月20日（火曜日）
午後7時まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

議決権行使期限

2023年6月20日（火曜日）
午後7時まで

パソコン、スマートフォン又は
携帯電話等から、

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

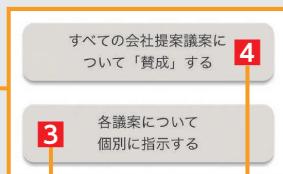


※QRコード[®]は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



2 議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

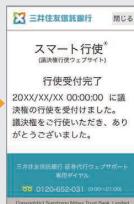


3 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

4 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

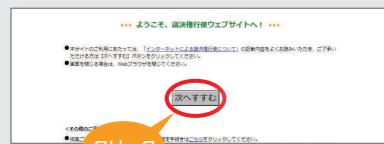


一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード[®]を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



2 ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

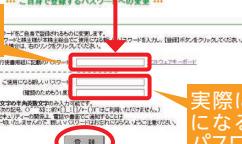


3 パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力



「登録」をクリック

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

ライブ配信のご案内

第24期定時株主総会の模様をライブ配信いたします。



公開日時

2023年6月21日（水曜日）午前11時から

- 会場後方からの撮影とし、ご出席いただく株主様の容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 当日は会場における株主様からの質疑応答も含めて配信することを予定しておりますので、ご発言される株主様は出席票の番号のみをお申し出ください。
- インターネットの接続方法やご視聴の方法に関するお問い合わせにはお答えできません。
- ご視聴の株主様におかれましては、議場での議決権行使、ご質問を承ることができません。
- 万一何らかの事情により配信を行わない場合はインターネット上の**当社ウェブサイト**(<https://mixi.co.jp/>)にてお知らせいたします。
- ライブ配信後のオンデマンド配信の予定はございませんのであらかじめご了承ください。
- QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

招集ご通知の書面をご希望する場合のお申込みについて

本定時株主総会の招集ご通知の印刷書面*をご希望の場合、招集通知送付受付ウェブサイトより以下のログインID、パスワードをご入力の上、お申込みください。

*書面交付請求をされた株主様にお送りしている内容と同様になります。



1. 招集通知送付受付ウェブサイト <https://d.srdb.jp/2121/2306/>
2. 受付期間 2023年5月30日（火曜日）0時～2023年6月15日（木曜日）23時59分まで
3. お申込み方法
 - ① 上記ウェブサイトアクセスし、ログインID・パスワード*を入力してログイン
*ログインID：議決権行使書用紙に記載されている株主番号
パスワード：議決権行使書用紙に記載されている郵便番号（ハイフンなし）
※2023年3月末以降に住所変更のお届けをされている場合は、2023年3月末時点のご登録住所の郵便番号をご入力ください。
 - ② ログイン後、ご希望の送付先住所、氏名、メールアドレスを入力し、確認ボタンをクリック
 - ③ ②で登録した内容をご入力いただいたメールアドレスに届きますので、確定用のURLをクリック
※メールで届く確定用のURLをクリックしないと登録完了になりませんので、必ずメールをご確認ください。
※登録内容に誤りがある場合には①からやり直してください。
 - ④ 受付完了画面に目安となる納期が表示され、受付完了メールが届きます。その後ご入力いただいた住所宛に書面が送付されます

※一度お申込みいただいた場合、二回目以降の登録はできません。

※メールアドレスに誤りがあると登録確認のメールをお届けすることができません。

ご登録の際は必ずメールを受信することができる正しいメールアドレスをご入力ください。

※迷惑メールフィルターなどで受信を制限されていると、登録内容確認用のメールを受信することができない場合があります。「@srdb.jp」のドメインを受信可能な状態にしてください。

※ご提供いただきました情報は本件以外に使用することはありません。

次回の株主総会以降も書面のご送付を希望される場合は、別途、証券会社又は株主名簿管理人に「書面交付請求」のお手続きをお申し出ください。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員（7名）は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏名 | 当社における地位及び担当 | 取締役会への 出席状況 |
|-----------|---------|---------------------------------|-------------------|
| 1 | 再任 木村弘毅 | 代表取締役社長 | 100% (18回/18回) |
| 2 | 再任 大澤弘之 | 取締役 上級執行役員 | 100% (18回/18回) |
| 3 | 再任 村瀬龍馬 | 取締役 上級執行役員 | 100% (18回/18回) |
| 4 | 再任 笠原健治 | 取締役 上級執行役員 Vantageスタジオ本部長 | 100% (18回/18回) |
| 5 | 再任 嶋聡 | 取締役 | 100% (18回/18回) |
| 6 | 再任 藤田明久 | 取締役 | 100% (14回/14回) |
| 7 | 再任 長田有喜 | 取締役 | 93% (13回/14回) |

候補者
番号

1 ^き ^{むら} ^{こう} ^き
木村 弘毅

再任

| | |
|------------|----------------|
| 生年月日 | 1975年12月9日生 |
| 所有する当社の株式数 | 1,205,981株 |
| 取締役在任年数 | 8年 |
| 取締役会出席状況 | 100% (18回/18回) |



■ 略歴、地位及び担当

| | | | |
|----------|---------------------|----------|-------------------|
| 2003年 2月 | 株式会社モバイルプロダクション入社 | 2015年 1月 | 当社モンスタースタジオ本部長 |
| 2005年 3月 | 株式会社インデックス入社 | 2015年 6月 | 当社取締役 |
| 2008年 6月 | 当社入社 | 2015年 8月 | 当社エックスフラッグスタジオ本部長 |
| 2012年 8月 | 当社プロダクト開発部プロダクトオーナー | 2017年 4月 | 当社XFLAG事業本部本部長 |
| 2013年11月 | 当社モンスタースタジオプロデューサー | 2018年 4月 | 当社執行役員 |
| 2014年 4月 | 当社モンスタースタジオ部長 | 2018年 6月 | 当社代表取締役社長 (現任) |
| 2014年11月 | 当社執行役員 | 2022年 4月 | 当社上級執行役員 |

■ 取締役候補者とした理由

木村弘毅氏は、2014年に当社執行役員に就任して以来、強いリーダーシップを発揮し当社グループの業績向上に大きく貢献した実績があり、2018年6月の当社代表取締役就任後は、当社グループの企業価値向上に向けた取組みを牽引しております。当社取締役会といたしましては、当社グループのさらなる成長のために、同氏の優れたリーダーシップ、経営戦略策定・統括のスキル、事業戦略・マーケティング戦略に関する知見、コーポレート・ガバナンス推進力を当社取締役会の機能強化に活かすべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

おお さわ ひろ ゆき
大澤 弘之

再任

| | |
|------------|----------------|
| 生年月日 | 1977年6月27日生 |
| 所有する当社の株式数 | 201,008株 |
| 取締役在任年数 | 5年 |
| 取締役会出席状況 | 100% (18回/18回) |



■ 略歴、地位及び担当

| | | | |
|----------|-----------------------------------|---------|-------------------|
| 2006年10月 | 株式会社ケイビーエムジェイ (現 株式会社アピリッツ) 入社 | 2018年6月 | 当社取締役 (現任) |
| 2007年6月 | 当社入社 | 2019年4月 | 当社コーポレートサポート本部本部長 |
| 2011年11月 | 当社経営推進本部経理財務部部长 | 2020年7月 | 当社投資事業推進本部本部長 |
| 2014年4月 | 当社経営推進本部経営推進室室長 | 2021年5月 | 株式会社ハブ 社外取締役 |
| 2017年6月 | 当社経営推進本部本部長 | 2021年9月 | ビットバンク株式会社 社外取締役 |
| 2018年4月 | 当社執行役員 | 2022年4月 | 当社上級執行役員 (現任) |

■ 取締役候補者とした理由

大澤弘之氏は、経理財務部門をはじめとした当社経営管理部門、また投資担当部門の役職を歴任し、当社グループの経営管理及び投資全般に対し豊富な知識と経験を有しております。当社取締役会といたしましては、当社グループのさらなる成長のために、同氏のこれらの知識と経験を、取締役会の機能強化、特に経営戦略の策定、組織・人材開発、M&A・PMI推進、財務・会計面でのリスクマネジメント推進、コーポレート・ガバナンス推進に活かすべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号

3

むら せ たつ ま
村瀬 龍馬

再任

| | |
|------------|----------------|
| 生年月日 | 1985年9月13日生 |
| 所有する当社の株式数 | 201,008株 |
| 取締役在任年数 | 4年 |
| 取締役会出席状況 | 100% (18回/18回) |



■ 略歴、地位及び担当

| | | | |
|----------|--|---------|--------------------------|
| 2005年1月 | 株式会社イー・マーキュリー (現 当社) 入社 | 2018年1月 | 当社XFLAG開発本部 (現 開発本部) 本部長 |
| 2009年12月 | 株式会社KH2O 取締役 | 2018年4月 | 当社執行役員 |
| 2012年1月 | 有限会社キュー・ゲームス入社 | 2019年6月 | 当社取締役 (現任) |
| 2013年2月 | 当社入社 | 2021年1月 | 当社デザイン本部本部長 |
| 2014年5月 | 当社クロスファンクション本部 システム統括室 第2グループマネージャー | 2022年4月 | 当社上級執行役員 (現任) |
| 2016年7月 | 当社エックスフラッグスタジオ本部 ゲーム開発室室長 | | |

■ 取締役候補者とした理由

村瀬龍馬氏は、開発部門をはじめとして当社技術部門の本部長職を歴任し、技術的な観点を中心とした豊富な知識と経験を有しております。当社取締役会といたしましては、当社グループのさらなる成長のために、同氏のこれらの知識や経験を、取締役会の機能強化、特に経営戦略の策定、組織・人材開発、技術・研究開発面からの経営推進、技術面でのリスクマネジメント推進に活かすべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号

4

かさ はら けん じ
笠原 健治

再任

| | |
|------------|----------------|
| 生年月日 | 1975年12月6日生 |
| 所有する当社の株式数 | 33,001,900株 |
| 取締役在任年数 | 24年 |
| 取締役会出席状況 | 100% (18回/18回) |



略歴、地位及び担当

| | | | |
|----------|--|---------|--|
| 1999年6月 | 有限会社イー・マーキュリー（現 当社）設立 同社取締役 | 2011年4月 | 株式会社ミクシィ・リクルートメント （現 株式会社MIXI RECRUITMENT） 代表取締役 |
| 2000年10月 | 株式会社イー・マーキュリー（現 当社）に 組織変更 同社代表取締役社長 | 2011年7月 | 当社執行役員 |
| 2006年2月 | 株式会社ミクシィ（現 当社）に商号変更 当社代表取締役社長 | 2013年6月 | 当社取締役会長 |
| 2008年5月 | 上海明希網絡科技有限公司 董事長 | 2016年4月 | 当社Vantageスタジオ本部長（現任） |
| 2008年10月 | 株式会社ネクスパス（現 株式会社トーチライト） 代表取締役 | 2018年4月 | 当社執行役員 |
| | | 2021年6月 | 当社取締役（現任） |
| | | 2022年4月 | 当社上級執行役員（現任） |

取締役候補者とした理由

笠原健治氏は、当社の創業者として長年代表取締役社長を務めていたことから、当社グループの経営及び業務全般に対し深い知識・経験を有しており、当社代表取締役社長退任後も、当社企業理念を体現する存在として、これまでに培った知識・経験をもとに当社の新規事業開発を牽引しております。当社取締役会といたしましては、当社グループのさらなる成長のために、同氏のこれらの知識や経験、また企業理念の深い理解を、取締役会の機能強化、特に経営戦略の策定、事業戦略・マーケティング戦略面や技術・研究開発面からの経営推進に活かすべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号

5 しま
嶋

さとし
聡

再任 社外 独立



| | |
|------------|----------------|
| 生年月日 | 1958年4月25日生 |
| 所有する当社の株式数 | 1,513株 |
| 取締役在任年数 | 6年 |
| 取締役会出席状況 | 100% (18回/18回) |

■ 略歴、地位及び担当

| | | | |
|----------|---|----------|----------------------------------|
| 1986年4月 | 財団法人松下政経塾 (現 公益財団法人松下幸之助記念志財団松下政経塾) 卒塾 | 2017年4月 | 株式会社みんれび (現 株式会社よりそう) 社外取締役 |
| 1994年4月 | 同法人東京政経塾代表 | 2017年6月 | 当社取締役 (現任) |
| 1996年10月 | 衆議院議員 当選 以後3期連続当選 | 2017年6月 | 株式会社ボルテックス 社外取締役 |
| 2005年11月 | ソフトバンク株式会社 (現 ソフトバンクグループ株式会社) 社長室長 | 2017年12月 | 株式会社オークファン 社外取締役 (現任) |
| 2014年4月 | ソフトバンク株式会社 (現 ソフトバンクグループ株式会社) 顧問 | 2018年10月 | 株式会社アイモバイル 社外取締役 (現任) |
| 2014年4月 | ソフトバンクモバイル株式会社 (現 ソフトバンク株式会社) 特別顧問 | 2018年12月 | 株式会社ネオキャリア 社外取締役 (現任) |
| 2015年4月 | 多摩大学 客員教授 | 2019年8月 | 株式会社アウトソーシングテクノロジー 社外取締役 (現任) |
| | | 2020年3月 | ハンファソリューションズ株式会社 社外取締役 (現任) |

■ 重要な兼職の状況

株式会社オークファン 社外取締役
株式会社アイモバイル 社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

嶋聡氏は、衆議院議員としての経験を有しているほか、これまでの経歴から企業活動に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。そのことにより、当社グループの経営事項の決定及び業務執行等の監督について、適切な役割を果たしています。当社取締役会といたしましては、当社グループのさらなる成長のため、同氏のこれらの経験と知見を活かし、取締役会の機能強化、特に経営戦略の策定、M&A・PMIに関する提言、コーポレート・ガバナンス推進及び業務執行等の監督を行う役割を期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

■ 独立性に関する事項

嶋聡氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の属性として、同取引所が規定する項目のいずれにも該当しないこと、また、当社が2020年4月22日付で制定した独立性判断に関する基準の各項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本総会において、同氏が再任された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。

候補者
番号

6

ふじ た あき ひさ
藤田 明久

再任

社外

独立

| | |
|------------|----------------|
| 生年月日 | 1965年11月17日生 |
| 所有する当社の株式数 | 0株 |
| 取締役在任年数 | 1年 |
| 取締役会出席状況 | 100% (14回/14回) |



■ 略歴、地位及び担当

| | | | |
|---------|--|---------|---|
| 1991年4月 | 株式会社電通 入社 | 2017年6月 | 株式会社ぱど (現 株式会社Success Holders) 取締役副社長 |
| 1996年7月 | 株式会社サイバー・コミュニケーションズ (現 株式会社CARTA COMMUNICATIONS) 取締役 | 2018年6月 | 株式会社瀬戸内ブランドコーポレーション 代表取締役社長 |
| 2000年6月 | 株式会社ディーツー コミュニケーションズ (現 株式会社D2C) 代表取締役社長 | 2021年4月 | 株式会社瀬戸内ブランドコーポレーション 取締役 |
| 2010年6月 | 株式会社電通デジタル・ホールディングス (現 株式会社電通イノベーションパートナーズ) 専務取締役 | 2022年6月 | インフォコム株式会社 社外取締役 (現任) |
| 2014年6月 | 株式会社ぐるなび 代表取締役副社長 | 2022年6月 | 当社取締役 (現任) |
| | | 2023年5月 | サインポスト株式会社 社外取締役 (現任) |

■ 重要な兼職の状況

インフォコム株式会社 社外取締役
サインポスト株式会社 社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤田明久氏は、広告事業・デジタルメディア事業及び観光関連事業等において経営者として企業経営に従事し、これまでの経歴から企業活動に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。そのことにより、当社グループの経営事項の決定及び業務執行の監督等について、適切な役割を果たせるものと判断しています。当社取締役会といたしましては、当社グループのさらなる成長のために、同氏のこれらの経験と知見を活かし、取締役会の機能強化、特に経営戦略の策定、事業戦略・マーケティング戦略面からの経営推進、M&A・PMIに関する提言、コーポレート・ガバナンス推進及び業務執行等の監督を行う役割を期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

■ 独立性に関する事項

藤田明久氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の属性として、同取引所が規定する項目のいずれにも該当しないこと、また、当社が2020年4月22日付で制定した独立性判断に関する基準の各項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本総会において、同氏が再任された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。

候補者
番号

7

なが た ゆ き
長田 有喜
(現姓：清水)

再任

社外

独立



| | |
|------------|---------------|
| 生年月日 | 1962年1月8日生 |
| 所有する当社の株式数 | 314株 |
| 取締役在任年数 | 1年 |
| 取締役会出席状況 | 93% (13回/14回) |

■ 略歴、地位及び担当

| | | | |
|---------|--------------------------------------|---------|---------------------|
| 1992年5月 | 米国ノートルダム大学 経営学修士 マーケティング専攻修了 | 2003年4月 | 武蔵野大学 兼任講師 |
| 2000年1月 | フラワーファーム株式会社 代表取締役 | 2005年4月 | デジタルハリウッド大学 教授 (現任) |
| 2002年1月 | 有限会社アーサー・リリーコンサルティング 代表取締役社長 (現任) | 2015年5月 | 株式会社船場 社外取締役 監査等委員 |
| | | 2022年6月 | 当社取締役 (現任) |

■ 重要な兼職の状況

有限会社アーサー・リリーコンサルティング 代表取締役社長
デジタルハリウッド大学 教授

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長田有喜氏は、グローバルビジネス、企業ブランディングやマーケティングに関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。そのことにより、当社グループの経営事項の決定及び業務執行等の監督につき、十分な役割を果たせるものと判断しています。当社取締役会といたしましては、当社グループのさらなる成長のため、同氏のこれらの経験と知見を活かし、取締役会の機能強化、特に事業戦略・マーケティング戦略面からの経営推進、広報面でのリスクマネジメント推進、コーポレート・ガバナンス推進及び業務執行等の監督と助言を行う役割を期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

■ 独立性に関する事項

長田有喜氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の属性として、同取引所が規定する項目のいずれにも該当しないこと、また、当社が2020年4月22日付で制定した独立性判断に関する基準の各項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本総会において、同氏が再任された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の「所有する当社の株式数」には、2021年2月に設立した当社役員持株会における持分を含めた実質所有株式数を記載しており、2023年3月31日現在のものであります。
3. 当社は、嶋聡氏、藤田明久氏及び長田有喜氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する（賠償責任の限度額は金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。）内容の責任限定契約を締結しております。本総会において、各氏が再任された場合、本契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等が、その職務執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償額及び争訟（株主代表訴訟・第三者訴訟を含む。）に係る費用について、当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、2023年9月の更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 嶋聡氏が社外取締役として在任している株式会社アウトソーシングテクノロジー及び同社グループ会社において、2021年12月に発覚した不正な財務報告が行われていたことに関して、同氏は当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令順守の視点に立った提言を行い、注意喚起をしておりました。また、当該事実の判明後、再発防止のための提言を行うなど、社外取締役として必要な対応を行い、その職責を果たしております。
6. 長田有喜氏は、戸籍上の氏名は清水有喜氏ですが、職務上使用している氏名で表記しております。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役2名は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| | | | | | |
|------------|----------------|---------------------------------|----|----|----|
| 候補者 番号 | 1 | にし むら ゆう いち ろう 西村 裕一郎 | 再任 | 社外 | 独立 |
| 生年月日 | 1957年8月29日生 | | | | |
| 所有する当社の株式数 | 0株 | | | | |
| 監査役在任年数 | 4年 | | | | |
| 取締役会出席状況 | 100% (18回/18回) | | | | |
| 監査役会出席状況 | 100% (17回/17回) | | | | |



■ 略歴及び地位

| | | | |
|---------|---|----------|----------------------------|
| 1982年4月 | 日産自動車株式会社 入社 | 2000年1月 | 日産自動車株式会社 復職 |
| 1985年6月 | 日産チェリー静岡販売株式会社 (現 日産プリンス静岡販売株式会社) 出向 | 2005年4月 | 株式会社ヨロズ 出向 同社 管理部 グループ長 |
| 1987年6月 | 日産自動車株式会社 復職 | 2005年10月 | 同社 転籍 |
| 1998年4月 | 株式会社日産コーエー (現 株式会社日産クリエイティブサービス) 出向 同社 総務部 次長 | 2008年6月 | 同社 CSR推進室 室長 |
| | | 2014年4月 | 同社 総務部 部長 |
| | | 2019年6月 | 当社常勤監査役 (現任) |

■ 社外監査役候補者とした理由

西村裕一郎氏は、自動車メーカー及び自動車部品メーカーでの職務を通じた人事、総務領域での知識・経験等を有しております。これらの知識・経験等を、当社の監査体制の強化、また専門分野の知見を活かしたリスクマネジメントやコーポレート・ガバナンス推進等の取締役会の機能強化に活かすべく、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案し、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

■ 独立性に関する事項

西村裕一郎氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員属性として、同取引所が規定する項目のいずれにも該当しないこと、また、当社が2020年4月22日付で制定した独立性判断に関する基準の各項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本総会において、同氏が再任された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。

候補者
番号

2

う え だ のぞ み
上田 望美

再任

社外

独立



| | |
|------------|----------------|
| 生年月日 | 1974年2月19日生 |
| 所有する当社の株式数 | 0株 |
| 監査役在任年数 | 4年 |
| 取締役会出席状況 | 89% (16回/18回) |
| 監査役会出席状況 | 100% (17回/17回) |

■ 略歴及び地位

| | | | |
|---------|--|---------|------------------------------|
| 1999年4月 | 弁護士登録 東京テームス法律事務所 (現 紀尾井坂テームス総合法律事務所) 入所 | 2019年6月 | 当社監査役 (現任) |
| 2013年3月 | 同事務所 パートナー就任 (現任) | 2021年6月 | アンリツ株式会社 社外取締役 監査等委員 (現任) |

■ 重要な兼職の状況

紀尾井坂テームス総合法律事務所 パートナー
アンリツ株式会社 社外取締役 監査等委員

■ 社外監査役候補者とした理由

上田望美氏は、コーポレートガバナンス、コンプライアンスに関する専門的知見を有しているのみならず、弁護士として培われた専門的な知識や経験等も有しております。これらの知見・知識等を、当社の監査体制の強化、また専門分野の知見を活かしたリスクマネジメントやコーポレート・ガバナンス推進等の取締役会の機能強化に活かすべく、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案し、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

■ 独立性に関する事項

上田望美氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の属性として、同取引所が規定する項目のいずれにも該当しないこと、また、当社が2020年4月22日付で制定した独立性判断に関する基準の各項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本総会において、同氏が再任された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の「所有する当社の株式数」には、2021年2月に設立した当社役員持株会における持分を含めた実質所有株式数を記載しており、2023年3月31日現在のものであります。
3. 当社は、西村裕一郎氏及び上田望美氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する（賠償責任の限度額は金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれが高い額とする。）内容の責任限定契約を締結しております。本総会において、各氏が再任された場合、本契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等が、その職務執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償額及び争訟（株主代表訴訟・第三者訴訟を含む。）に係る費用について、当該保険契約により填補することとしております。全ての監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、2023年9月の更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| | | | |
|------------|------------------------------|-----------|-----------|
| 候補者 | う さ み よ し や 宇佐美 善哉 | 社外 | 独立 |
| 生年月日 | 1976年6月20日生 | | |
| 所有する当社の株式数 | 0株 | | |
| 監査役在任期間 | 0年 | | |
| 取締役会出席状況 | -% (-回 / -回) | | |
| 監査役会出席状況 | -% (-回 / -回) | | |



■ 略歴及び地位

| | | | |
|----------|--|---------|--------------------------------|
| 2004年10月 | 弁護士登録 新東京法律会計事務所 入所 | 2014年8月 | Lane Powell法律事務所(米国オレゴン州) 出向 |
| 2008年3月 | 本間合同法律事務所 入所 | 2016年6月 | 本間合同法律事務所 復帰 |
| 2013年9月 | American Antitrust Institute(米国ワシントン特別区) 出向 | 2020年8月 | 銀座中央総合法律事務所 パートナー |
| 2014年1月 | 米国ニューヨーク州弁護士登録 | 2022年7月 | モリソン・フォースター法律事務所 オブ・カウンセル (現任) |
| 2014年1月 | Federal Trade Commission(米国連邦取引委員会)(米国ワシントン特別区) 出向 | | |

■ 補欠監査役候補者とした理由

宇佐美善哉氏は、弁護士として培われた国際法務、企業法務、ベンチャー法務等に関する専門的な知識及び豊富な経験を有していることから、これらの経験・知識等を当社の監査体制に活かすべく、補欠監査役としての選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に会社の経営に関与したことはありませんが、前述の実務経験を有することなどを勘案し、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

■ 独立性に関する事項

宇佐美善哉氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員属性として、同取引所が規定する項目のいずれにも該当しないこと、また、当社が2020年4月22日付で制定した独立性判断に関する基準の各項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、当社は、同氏が監査役に就任した場合、同氏を、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 宇佐美善哉氏が監査役に就任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する(賠償責任の限度額は金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。)内容の責任限定契約を締結する予定であります。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等が、その職務執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償額及び争訟(株主代表訴訟・第三者訴訟を含む。)に係る費用について、当該保険契約により填補することとしております。宇佐美善哉氏が監査役に就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

第4号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2016年6月28日開催の第17期定時株主総会において、月例報酬とストックオプションを併せて年額1,000百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすることについてご承認いただき今日に至っております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役の報酬制度の見直しを図り、上記のストックオプションを廃止し、当該ストックオプションに代えて、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、各対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、従前ご承認いただいております上記の取締役の報酬額について、その上限額（現金報酬である月例報酬を含めて年額1,000百万円以内。うち社外取締役分100百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）は変更しないこととしつつ、従前のストックオプション報酬は支給しないこととし、それに代えて、当該上限額の範囲内で、下記掲載の具体的内容の譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給することについて、ご承認いただきたく存じます。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、各対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定することとしており、下記2. に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.4%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は4.1%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、事業報告の「4. 会社役員に関する事項」における「5. 報酬の決定方針に関する事項」につき、本議案が承認されることを条件として【ご参考】変更後の報酬の決定方針に関する事項の概要」に記載の内容を含む方針に変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役は7名（うち社外取締役3名）であり、第1号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数30万株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社子会社並びに関連会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役、上級執行役員、執行役員、使用人（かかる役職の名称が変更される場合、当該名称変更後の役職を含む。以下同じ。）のいずれの地位からも退任又は退職するまでの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社グループの取締役、上級執行役員、執行役員、使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社グループの取締役、上級執行役員、執行役員、使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社グループの取締役、上級執行役員、執行役員、使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社グループの取締役、上級執行役員、執行役員、使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【ご参考】 変更後の報酬の決定方針に関する事項の概要

①基本方針

取締役報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、現金報酬と当社株式報酬との割合を適切に設定することを基本方針とします。

②報酬体系

社外取締役を除く取締役の報酬は、基本方針に基づき、月例の『現金報酬』と、定時株主総会後に年1回交付する『株式報酬（譲渡制限付株式）』の2種の形態にて支給します。具体的には、報酬を「基本報酬」、「株式基本報酬」、「成果報酬」の3点で構成し、それぞれの支給形態は、「基本報酬」は『現金報酬』、「株式基本報酬」は『株式報酬（譲渡制限付株式）』、「成果報酬」は月例の『現金報酬』及び定時株主総会後に年1回交付する『株式報酬（譲渡制限付株式）』から当人が選択した形態とします。「基本報酬」、「株式基本報酬」と「成果報酬」の割合は、当社の過去の実績及び外部専門機関により提供される国内上場企業における報酬市場調査データを参考に役位等に基づき案を作成し、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定します。

社外取締役の報酬構成については、業務執行に対する監督機能を確保する観点から業績に連動しない月例の『現金報酬』のみとします。なお、取締役に対する退職慰労金制度は設けません。

③報酬の内容及び決定方法

・取締役（社外取締役を除く）の報酬

「基本報酬」及び「株式基本報酬」は代表権の有無及び取締役の役位等に応じて報酬額を決定します。「株式基本報酬」については、中長期的な企業価値向上に向けた取組みや当社の株主との価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社子会社並びに関連会社の取締役、上級執行役員、執行役員、使用人のいずれの地位からも退任又は退職するまでの間、譲渡が制限される譲渡制限付株式（当社普通株式）を交付することとし、当該譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給することとします。

「成果報酬」については、役位及び担当の別に応じてあらかじめ評価割合を定め、全社の前期業績及び各人の期待役割に対する実績の総合評価を行い、基本報酬に準じて決定される成果報酬のベース金額に総合評価に応じた評価係数を乗じて報酬額を決定します。また、業績評価は全社の売上高、営業利益及び当期純利益を対予算達成率、対前年度増減率で評価するものとします。なお、「成果報酬」として定時株主総会後に年1回交付する『株式報酬（譲渡制限付株式）』が選択された場合の当該報酬の内容については、前述した内容と同様とし、前述のとおり決定された成果報酬の額に相当する金銭報酬債権を支給するものとします。

・社外取締役の報酬

外部専門機関により提供される国内上場企業における報酬市場調査データ等を参考に担当職務等に応じて報酬額を決定します。

④決定プロセス

社外取締役を除く取締役の報酬体系や報酬の決定方法については、決定プロセスの客観性・透明性を確保する観点から、指名・報酬委員会（全社外取締役及び代表取締役社長並びにその他社内取締役1名を委員として構成）の審議を踏まえ、取締役会にて決定します。

取締役の個人別報酬の決定については、取締役会にて決議します。なお、社外取締役を除く取締役については、取締役会決議の前に指名・報酬委員会の審議を経るものとしています。

【ご参考】本定時株主総会後の取締役・監査役スキルマトリックス

各取締役候補者・監査役の有するスキルのうち、当期に特に発揮を期待するものは以下の通りです。なお、各期の方針に基づき見直しを行っております。

| 役職 氏名 | | 取締役 | | | | | | | 監査役 | | | |
|--------------------|----------------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|--------|-------|-------|--|
| | | 木村 弘毅 | 大澤 弘之 | 村瀬 龍馬 | 笠原 健治 | 嶋 聡 | 藤田 明久 | 長田 有喜 | 西村 裕一郎 | 若松 弘之 | 上田 望美 | |
| 男性●/女性● | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 当社が特に期待するスキル及びその概要 | 経営戦略 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | |
| | 事業戦略・マーケティング戦略 | ● | | | ● | | ● | ● | | | | |
| | 組織・人材開発 | | ● | ● | | | | | | | | |
| | M&A・PMI | | ● | | | ● | ● | | | | | |
| | 技術・研究開発 | | | ● | ● | | | | | | | |
| | リスクマネジメント | | ● | ● | | | | ● | ● | ● | ● | |
| | コーポレート・ガバナンス | ● | ● | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |

※上記一覧表には、現任の監査役も含まれております。

各スキルに特に関連するマテリアリティはそれぞれ以下となります。

| スキル | マテリアリティ | | | | | | | | |
|----------------|-------------------|------------|----------|--------------|-------------------|-----------------|------------------|---------|--|
| | 機会 | | | リスク | | | コーポレート | | |
| | コミュニケーションの場と機会の創出 | イノベーションの創出 | 地域社会との共生 | 健全なITサービスの運営 | 安全・安心なスポーツイベントの運営 | 情報セキュリティとプライバシー | ダイバーシティ&インクルージョン | ガバナンス強化 | |
| 経営戦略 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 事業戦略・マーケティング戦略 | ● | ● | ● | | | | | | |
| 組織・人材開発 | ● | ● | | | | | ● | | |
| M&A・PMI | ● | ● | ● | ● | ● | | | ● | |
| 技術・研究開発 | | ● | | ● | | ● | | | |
| リスクマネジメント | | | | ● | ● | ● | ● | ● | |
| コーポレート・ガバナンス | | | | | | | ● | ● | |

※当社は、企業活動を通して実践するテーマとして8つのマテリアリティ（当社が取り組むべき重要な社会課題）を設定しております。詳細については、当社ウェブサイト（<https://mixi.co.jp/sustainability/>）をご参照下さい。

【ご参考】 当社の独立性判断基準について

当社は、証券取引所が定める「独立性基準」に加え、社外役員又は社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有していると判断することとしております。

- (1) 当社及び当社子会社の業務執行者
- (2) 当社の定める基準を超える取引先（注1）の業務執行者
- (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注2）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (4) 当社の主要株主（注3）、又は、当該主要株主における業務執行者
- (5) 当社の主要な借入先や取引銀行における業務執行者
- (6) 当社の主幹事証券における業務執行者
- (7) 当社の監査法人における業務執行者
- (8) 上記（1）～（3）の近親者（注4）
- (9) 過去3年間において（1）～（7）に該当していた者

注1：「当社の定める基準を超える取引先」とは、当社との取引が当社連結売上高の2%を超える取引先を指しません。

注2：「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000万円以上、団体の場合は連結売上高の2%を超えることをいいます。

注3：「主要株主」とは、金融商品取引法第163条第1項に規定される「自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって総株主等の議決権の百分の十以上の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を保有している」株主を指します。

注4：「近親者」とは二親等以内の親族をいいます。

【ご参考】コーポレート・ガバナンスに対する考え方及び体制

● コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業価値の最大化を目指すための経営統治機能と位置付けております。このため、当社は事業の拡大に対応して、適宜、組織の見直しを行い、各事業の損益管理、職務権限と責任の明確化を図っております。会社の意思決定機関である取締役会の機能充実、監査役及び監査役会による取締役の職務執行に対する監視機能の充実、職務遂行上の不正を防止する内部統制機能の充実を図ることに注力しております。

また、当社は、継続して経営の透明性や公正性を高めるために、法定開示書類の提示を適切に行うとともに、当社ウェブサイト等を利用したIR活動を積極的に実施する方針であります。

なお、コーポレート・ガバナンス報告書は、当社ウェブサイト (<https://mixi.co.jp/sustainability/materiality/governance/overview/>) に掲載しております。

● コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりであります。

■ 取締役及び取締役会

取締役会は第1号議案が承認可決されますと、社内取締役4名（うち女性0名）、社外取締役3名（うち女性1名）の計7名で構成されます。原則として毎月1回定期的に取締役会を開催し、迅速かつ効率的な意思決定を行う体制としております。また、取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を1年としております。

当事業年度において取締役会は18回実施され、法令又は社内規程に定める重要な業務執行の決定（組織体制の構築、新規事業の開始、事業の撤退、株式の取得、人事関連制度の変更等）の他、経営戦略及び執行状況の報告を踏まえた議論を行いました。取締役会の戦略・監督関連機能の強化の方針の下、取締役会における経営戦略等の議論を行う時間の拡大、付議資料の質の向上等により議論の充実に努めました。また、投資家とのコミュニケーション状況及びサステナビリティに関する取組み状況についてのモニタリングを定期的実施いたしました。

■ 経営会議

経営会議は、事業運営に係る重要な討議や意思決定を行っており、原則として毎週1回定期的に開催しておりますが、必要がある場合には随時開催することとしております。なお、経営会議の内容は、適宜社外役員に共有しております。

■ 監査役会

監査役会は第2号議案が承認可決されますと、独立性を有する社外監査役3名（うち女性1名）で構成されます。各監査役は年度計画に基づく監査を実施し、原則として毎月1回定期的に開催する監査役会において当該監査結果・内容を報告・協議し、取締役に対し適宜意見を述べるとともに、内部監査（人又は室）及び会計監査人らとの連携により経営の健全性・効率性が確保されるよう努めております。

■ 指名・報酬委員会

当社は、取締役（社外取締役を除く）の個別の人事案に関する事項や報酬等に関する事項について、取締役会における審議に先立ち、社外取締役の意見・助言を得ることで透明性及び客観性を強化することを目的に、社外取締役全員及び代表取締役社長並びにその他社内取締役1名で構成される指名・報酬委員会を設置しております。

<指名・報酬委員会の委員構成（社内取締役2名、社外取締役3名）>

委員長：木村弘毅

委員：大澤弘之

委員：嶋聡（社外取締役）

委員：藤田明久（社外取締役）

委員：長田有喜（社外取締役）

指名・報酬委員会の審議範囲は以下のとおりです。

- (1) 取締役の個別の人事案（選任・解任に関する事項を含む）及び人事に関する基本方針案
- (2) 取締役の報酬制度に関する基本方針案
- (3) 取締役の報酬枠案（算定方法を含む）
- (4) 取締役の個人別の具体的報酬額案（算定方法を含む）
- (5) その他取締役社長からの諮問事項

当事業年度において、指名・報酬委員会は3回開催され、取締役の評価、取締役の個別の人事案、取締役の個人別報酬額案、取締役の報酬構成に関する審議を行い、また上級執行役員の個別の人事案、サクセッションプランの取組み、CxOの設置についても協議を行いました。

なお、当事業年度における指名・報酬委員会への出席状況は以下のとおりです。

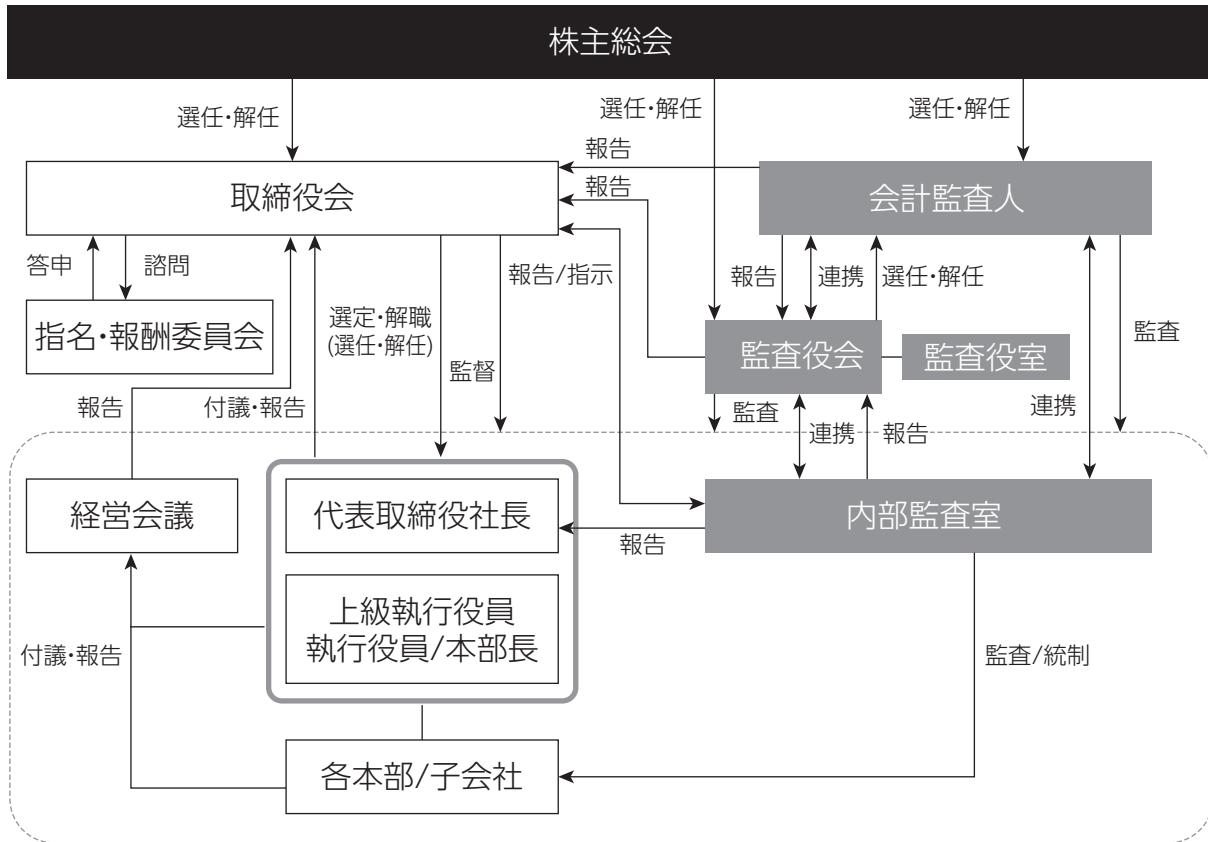
木村弘毅 3/3回（100%）

大澤弘之 3/3回（100%）

嶋聡 3/3回（100%）

藤田明久 3/3回（100%）

長田有喜 3/3回（100%）



● 取締役会の実効性評価

当社では、取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性につき、自己評価・分析を毎年継続的に実施しております。

■ 当事業年度の取締役会実効性評価の方法

2023年1月～2023年2月に取締役会の構成員であるすべての取締役・監査役を対象にアンケートを実施いたしました。回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保いたしました。外部機関からの集計結果の報告を踏まえ、2023年4月の定時取締役会において、分析・議論・評価を行いました。

<アンケートの主要項目>

- ・取締役会の構成
- ・取締役会の運営
- ・取締役会の議論
- ・取締役・監査役に対する支援体制
- ・株主（投資家）との対話

■ 取締役会の実効性に関する自己分析・評価結果の概要

アンケートの回答からはおおむね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性が確保されているものと自己評価いたしました。特に、下記の点が高く評価されています。

- ・取締役会で審議すべき議案が、代表取締役社長や経営会議（社内取締役を主たる構成員とする執行に関する会議体）等に必要以上に委任されることなく、適切に上程されている
- ・（社外取締役・社外監査役が）自身の意見が意思決定や判断に際して適切に反映されていると感じる
- ・社内取締役は、取締役会に対し十分な財務面の裏付けをもって報告を行っている

これらに留まらず、前事業年度における取締役会評価との比較において全般的な評点の向上が見られ、改善活動を通じ、取締役会の実効性が向上していることを確認いたしました。

■ 取締役会の実効性向上に向けた当事業年度の取組み

前事業年度の取締役会の実効性評価の結果を踏まえ、取締役会及び取締役会事務局は以下の点に取り組みました。

・取締役会の運営改善

費用執行及び投資案件等に係る決裁金額の見直しを行い、業務執行についての経営会議への委任を進めること等によって、各議案の審議時間を十分に確保できるように改善いたしました。また、取締役会資料の提供時期のさらなる早期化を図り、各取締役が議案を検討する時間をより確保できるように改善いたしました。

・中長期戦略、収益性・資本効率を意識した議論の強化

事業の成長の状況、将来を含めた各事業の経営インパクトを適時に報告し、全社事業の選択と集中に関する議論、また、中長期的な経営戦略に関する議論を実施いたしました。

- ・株主・投資家との対話の状況についての報告増強
株主（投資家）との対話状況について四半期に一度報告し、株主（投資家）の意見や指摘事項を取締役会と共有いたしました。

■ 今後の取組み

今後については、各回の開催時間の適正化、付議資料の改善／情報共有手法の改善、戦略に関する議論のさらなる強化を重点的に取り組むべき課題として認識しております。

今回の評価結果を踏まえ、引き続き取締役会全体の実効性の向上に努めてまいります。

● 取締役の選任方針及び指名手続き

当社は、取締役（社外取締役を除く）候補選任に関する方針を以下のとおり定めております。

- 取締役（社外取締役を除く）の人事案については、取締役がその役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、取締役会の多様性と適正規模を両立させる形で構成されるよう留意するものとする。

- 取締役（社外取締役を除く）のうち、業務執行を担当する者の人事案については、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように、先見性のある、適確・適切かつ迅速に経営判断・業務の執行を行うことができる者を選任するよう留意する。

取締役（社外取締役を除く）候補者は、この方針に従って選定し、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会決議により決定しております。

社外取締役候補者の指名については、知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、取締役会の多様性と適正規模を両立させる形で構成されるよう留意しております。

● 役員報酬決定の方針及び手続き

事業報告の「4.会社役員に関する事項」における「5.報酬の決定方針に関する事項」に記載の内容をご確認ください。

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の売上高は146,867百万円（前連結会計年度比20.4%増）となりました。また、営業利益は24,820百万円（前連結会計年度比39.4%増）、経常利益は18,250百万円（前連結会計年度比3.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は5,161百万円（前連結会計年度比49.7%減）となりました。

当連結会計年度より、「投資事業」を主たる事業として独立区分し報告セグメントとしたことによる表示方法の変更を行っており、遡及適用後の数字で前期比較をしております。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

【事業セグメント別の売上高】

| 事業区分 | 第23期 | | 第24期 | | 前年同期比 増減率(%) |
|------------------|--------------|--------|--------------|--------|-----------------|
| | 売上高 (百万円) | 構成比(%) | 売上高 (百万円) | 構成比(%) | |
| デジタルエンターテインメント事業 | 91,219 | 74.7 | 104,374 | 71.1 | 14.4 |
| スポーツ事業 | 18,504 | 15.2 | 28,643 | 19.5 | 54.8 |
| ライフスタイル事業 | 8,375 | 6.9 | 11,663 | 7.9 | 39.3 |
| 投資事業 | 3,930 | 3.2 | 2,023 | 1.4 | △48.5 |
| 調整額 | 0 | 0.0 | 161 | 0.1 | — |
| 合計 | 122,030 | 100.0 | 146,867 | 100.0 | 20.4 |

(注) 1. 対前期前年同期比増減率が1,000%以上となる場合は「—」を記載しております。

2. 調整額には各セグメントに配分していない全社売上が含まれております。

(事業セグメントの利益の測定方法)

事業セグメントの利益の測定方法は、減価償却費及びのれん償却額を考慮しない営業利益ベースの数値（EBITDA）としております。

デジタルエンターテインメント事業

デジタルエンターテインメント事業は、スマートデバイス向けゲーム「モンスターストライク」を主力として収益を上げております。「モンスターストライク」は、有力IPとのコラボレーションをはじめ、2022年10月に実施した9周年イベントや年末年始イベントが奏功しARPUが前期を上回ったことで、売上高及びセグメント利益ともに増収増益となっております。なお2022年7月には新作タイトルとして、モンスターIPを活用した新作タイトル「ゴーストスクランブル」他3本をリリースしております。

この結果、当事業の売上高は104,374百万円（前連結会計年度比14.4%増）、セグメント利益は43,502百万円（前連結会計年度比12.0%増）となりました。

スポーツ事業

スポーツ事業では、観戦事業、公営競技事業への投資を行っております。観戦事業におきましては、2022年2月よりプロサッカーチーム「FC東京」を運営する東京フットボールクラブ株式会社が新たにグループに加わっております。公営競技事業におきましては、スポーツベッティングサービス「TIPSTAR」及び株式会社チャリ・ロトで、前連結会計年度と比較して、オンライン車券販売高が伸びたことで増収となっております。また、「TIPSTAR」は、コストの効率化を進め費用の抑制を図ったことで、セグメント損益は改善しております。

この結果、当事業の売上高は28,643百万円（前連結会計年度比54.8%増）、セグメント損失は1,100百万円（前連結会計年度はセグメント損失5,148百万円）となりました。

ライフスタイル事業

ライフスタイル事業では、家族向け写真・動画共有アプリ「家族アルバム みてね」、サロンスタッフ直接予約アプリ「minimo」、SNS「mixi」を中心に各種サービスを運営しております。「みてねみまもりGPS」の販売が好調であったことや、当連結会計年度より株式会社CONNECTITを新規連結したことにより、年賀状サービスの売上が伸長した結果、増収となりました。一方、「みてねみまもりGPS」の広告宣伝費等の先行投資が発生したことで費用が増加しております。

この結果、当事業の売上高は11,663百万円（前連結会計年度比39.3%増）、セグメント損失は84百万円（前連結会計年度はセグメント損失71百万円）となりました。

投資事業

投資事業では、スタートアップやベンチャーキャピタルへの出資を行っております。当連結会計年度においては、当社グループの出資するファンドの損益を取り込んだことと、当社及びアイ・マーキュリーキャピタル株式会社の保有する投資有価証券の売却による収益を計上しております。

この結果、当事業の売上高は2,023百万円（前連結会計年度比48.5%減）、セグメント利益は553百万円（前連結会計年度比62.1%減）となりました。

2. 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | | 第21期 (2020年3月期) | 第22期 (2021年3月期) | 第23期 (2022年3月期) | 第24期 (当連結会計年度) (2023年3月期) |
|---------------------|-------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高 | (百万円) | 112,171 | 119,319 | 122,030 | 146,867 |
| 経常利益 | (百万円) | 16,915 | 23,019 | 17,626 | 18,250 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | (百万円) | 10,760 | 15,692 | 10,262 | 5,161 |
| 1株当たり当期純利益 | (円) | 142.80 | 208.24 | 139.85 | 70.87 |
| 総資産額 | (百万円) | 202,814 | 226,356 | 218,056 | 222,321 |
| 純資産額 | (百万円) | 181,305 | 189,590 | 186,056 | 183,463 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 2,390.52 | 2,497.55 | 2,524.13 | 2,480.51 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 2019年10月31日に行われた株式会社千葉ジェッツふなばしとの企業結合及び2019年11月29日に行われた株式会社ネットドリーマーズとの企業結合について、第21期において暫定的な会計処理を行っていましたが、第22期に資産・負債への取得原価の配分が完了しております。これに伴い、第21期の関連する諸数値について遡及修正しております。
 4. 第24期において「投資事業」を主たる事業として独立区分し報告セグメントとしたことによる表示方法の変更を行っており、第23期の財務数値については遡及適用後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | | 第21期 (2020年3月期) | 第22期 (2021年3月期) | 第23期 (2022年3月期) | 第24期 (当事業年度) (2023年3月期) |
|------------|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高 | (百万円) | 105,495 | 106,722 | 102,598 | 118,617 |
| 経常利益 | (百万円) | 18,307 | 22,648 | 16,827 | 25,579 |
| 当期純利益 | (百万円) | 11,189 | 16,297 | 8,299 | 7,476 |
| 1株当たり当期純利益 | (円) | 148.50 | 216.26 | 113.10 | 102.64 |
| 総資産額 | (百万円) | 192,908 | 210,035 | 200,470 | 206,171 |
| 純資産額 | (百万円) | 181,392 | 189,960 | 183,230 | 182,873 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 2,394.46 | 2,503.22 | 2,504.69 | 2,490.59 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 第24期において「投資事業」を主たる事業として独立区分し報告セグメントとしたことによる表示方法の変更を行っており、第23期の財務数値については遡及適用後の数値を記載しております。

3. 対処すべき課題

国内のモバイルゲーム市場の成長率は逡減しておりますが、依然として巨大な市場規模を維持し、話題性の高い新規ゲームが時折市場を席卷するなど、引き続き魅力的な市場となっております。公営競技市場においては、インターネット経由の販売高の成長率が落ち着きつつありますが、市場としては引き続き現状規模を維持又は緩やかに拡大すると想定しております。また、子供関連市場は、国内で出生数の低下はある一方で、祖父母から孫への支出（6ポケット）の増加等により成長しております。加えて、海外におきましては、引き続き高いポテンシャルを保持しており、ビジネスチャンスのある市場と認識しております。

このような環境下、当社グループではデジタルエンターテインメント事業の収益規模を維持拡大しつつ、スポーツ事業やライフスタイル事業において第二、第三の収益の柱となる事業を創出し、サステナブルな収益基盤を構築していくことが、当社の課題と認識しております。

デジタルエンターテインメント事業におきましては、引き続き「モンスターストライク」の企画、マーケティング、メディアミックス施策をより強化し、「モンスターストライク」のIPを活用した新規ゲームの開発など、ユーザーの利用拡大及び収益基盤の強化に取り組んでまいります。

スポーツ事業におきましては、ソーシャルベッティングサービスとしてユニークなポジションを築きつつある「TIPSTAR」をブラッシュアップし、他社との差別化を図ってまいります。加えて、連結子会社であるチャリ・ロト、ネットドリーマーズ両社の事業成長や、各社サービスのより一層のシナジー創出を行うことで、さらなる成長を目指してまいります。

ライフスタイル事業では、引き続き「家族アルバム みてね」の国内外における経済圏の拡大や、「minimo」の成長を目指してまいります。

4. 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

| 事業区分 | 事業内容 |
|------------------|-------------------------------|
| デジタルエンターテインメント事業 | スマートデバイス向けゲームを中心としたサービスの提供 |
| スポーツ事業 | プロスポーツチーム運営及び公営競技ビジネスの推進 |
| ライフスタイル事業 | インターネットを活用した人々の生活に密着したサービスの運営 |
| 投資事業 | スタートアップやベンチャーキャピタルへの出資 |

5. 主要な営業所（2023年3月31日現在）

| | | |
|----|----|--------|
| 当社 | 本社 | 東京都渋谷区 |
|----|----|--------|

6. 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|--------------|
| 1,556名 (456名) | 104名増 (83名増) |

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員を含む）は、当連結会計年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------------|-------------|-------|--------|
| 1,163名 (76名) | 41名増 (17名減) | 36.1歳 | 4.8年 |

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員を含む）は、当事業年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。

7. 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

| 借入先 | 借入残高 |
|------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 7,372百万円 |

8. 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は1,963百万円（前連結会計年度比40.6%減）であります。その主なものは、株式会社MIXIによるコンピューター及びサーバー等の取得391百万円、株式会社チャリ・ロトによる競輪場整備費用439百万円であります。

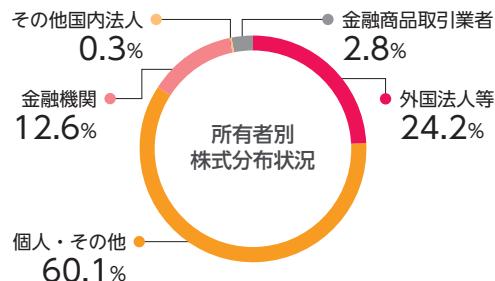
2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 264,000,000株

2. 発行済株式の総数 78,230,850株
(自己株式5,257,825株を含む)

3. 株主数 20,457名

4. 大株主 (上位10名)



| 株主名 | 持株数 (株) | 持株比率 (%) |
|---|------------|----------|
| 笠原 健治 | 33,001,900 | 45.22 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 6,649,200 | 9.11 |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 | 3,412,800 | 4.68 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 2,132,200 | 2.92 |
| THE BANK OF NEW YORK 133612 | 1,609,800 | 2.21 |
| 木村 弘毅 | 1,200,000 | 1.64 |
| BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC | 1,110,308 | 1.52 |
| JPモルガン証券株式会社 | 941,793 | 1.29 |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 610,720 | 0.84 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT | 523,679 | 0.72 |

(注) 持株比率は、自己株式 (5,257,825株) を控除して計算し、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

| 名称 | 第13回新株予約権 | 第14回新株予約権 | 第15回新株予約権 |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 決議年月日 | 2016年8月5日 | 2017年8月8日 | 2018年8月9日 |
| 区分及び保有者数 | 取締役1名 (社外取締役を除く) | 取締役1名 (社外取締役を除く) | 取締役2名 (社外取締役を除く) |
| 新株予約権の数 | 470個 (注) 1 | 285個 (注) 1 | 1,208個 (注) 1 |
| 目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 47,000株 (注) 1 | 普通株式 28,500株 (注) 1 | 普通株式 120,800株 (注) 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1円 (注) 2 | 1円 (注) 2 | 1円 (注) 2 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 | 1,898円 | 3,944円 | 1,380円 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2016年8月30日 至 2046年8月29日 | 自 2017年8月30日 至 2047年8月29日 | 自 2018年8月30日 至 2048年8月29日 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 | (注) 3 | (注) 3 |

| 名称 | 第16回新株予約権 | 第17回新株予約権 | 第19回新株予約権 |
|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 決議年月日 | 2018年11月8日 | 2019年6月26日 | 2020年6月26日 |
| 区分及び保有者数 | 取締役1名 (社外取締役を除く) | 取締役3名 (社外取締役を除く) | 取締役3名 (社外取締役を除く) |
| 新株予約権の数 | 82個 (注) 1 | 2,224個 (注) 1 | 1,963個 (注) 1 |
| 目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 8,200株 (注) 1 | 普通株式 222,400株 (注) 1 | 普通株式 196,300株 (注) 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1円 (注) 2 | 1円 (注) 2 | 1円 (注) 2 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 | — | 928円 | 1,065円 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2019年11月27日 至 2024年11月26日 | 自 2019年7月17日 至 2049年7月16日 | 自 2020年7月14日 至 2050年7月13日 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 4 | (注) 3 | (注) 3 |

| 名称 | 第21回新株予約権 | 第23回新株予約権 |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 決議年月日 | 2021年6月25日 | 2022年6月28日 |
| 区分及び保有者数 | 取締役3名 (社外取締役を除く) | 取締役3名 (社外取締役を除く) |
| 新株予約権の数 | 986個(注)1 | 932個(注)1 |
| 目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 98,600株 (注)1 | 普通株式 93,200株 (注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1円(注)2 | 1円(注)2 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 | 1,576円 | 1,080円 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2021年7月13日 至 2051年7月12日 | 自 2022年7月14日 至 2052年7月13日 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | (注)3 |

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が新株予約権発行後、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

3. (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日（ただし、①当社取締役会が、当社の取締役の地位のみならず当社の上級執行役員又は執行役員の地位のいずれの地位も喪失した日と別に定める場合は、当該日とし、②下記(2)①ただし書きにて募集新株予約権の行使が認められる場合は、当社の監査役、上級執行役員、執行役員、従業員又は当社子会社の取締役、監査役、上級執行役員、執行役員、従業員の地位のいずれの地位をも喪失した日とする。）の翌日以降10日間に限り、募集新株予約権を行使することができる。
- (2) 前号に関わらず、以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、募集新株予約権を行使することができないものとする。

- ① 新株予約権者の当社の取締役の在任期間が3年未満であるとき。ただし、当社の取締役の地位の喪失後、当社の監査役、上級執行役員、執行役員、従業員又は当社子会社の取締役、監査役、上級執行役員、執行役員、従業員の地位にある場合で、当社取締役会が募集新株予約権の行使を認めた場合は除く。
 - ② 新株予約権者が、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役を解任された場合又は当社若しくは当社子会社の従業員（上級執行役員又は執行役員である場合を含む。）として懲戒解雇、諭旨退職又はそれと同等の処分を受けた場合
 - ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号又は第4号に該当した場合
 - ④ 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に違反した場合、又は、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社取締役会が認めた場合
 - ⑤ 新株予約権者が、書面により募集新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、被相続人たる新株予約権者が前号のいずれかの事由に該当していないことを条件として、第1号の定めにかかわらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
 - (4) 新株予約権者が募集新株予約権を行使する場合は、保有する全ての募集新株予約権を一括して行使するものとする。
 - (5) その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによる。
4. (1) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日の直前営業日における東京証券取引所における株価終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値、以下同じ。）が、本新株予約権の割当日における東京証券取引所における株価終値を上回っている場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
 - (2) 新株予約権者は、本新株予約権を、以下に定める期間において、既に行使した本新株予約権を含めて以下に定める割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
 - ① 本新株予約権の権利行使期間の初日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の30%
 - ② 上記①の期間の終了日の翌日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の60%
 - ③ 上記②の期間の終了日の翌日から権利行使期間の最終日まで
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて
 - (3) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員（執行役員である場合を含む。）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (4) 前3号に関わらず、以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、募集新株予約権を行使することができないものとする。

- ① 新株予約権者が、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役を解任された場合又は当社若しくは当社子会社の従業員（執行役員である場合を含む。）として懲戒解雇、諭旨退職又はそれと同等の処分を受けた場合
 - ② 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号又は第4号に該当した場合
 - ③ 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に違反した場合、又は、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合
 - ④ 新株予約権者が、書面により募集新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (5) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、被相続人たる新株予約権者が前号のいずれかの事由に該当していないことを条件として、第1号の定めにかかわらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
 - (6) 新株予約権者が募集新株予約権を行使する場合は、保有する全ての募集新株予約権を一括して行使するものとする。
 - (7) その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによる。
5. 第16回新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

2. 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

| | |
|------------------------------|------------------------------|
| 名称 | 第24回新株予約権 |
| 決議年月日 | 2023年2月27日 |
| 区分及び交付者数 | 当社従業員56名 |
| 新株予約権の数 | 945個（注）1 |
| 目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 94,500株 （注）1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 2,631円（注）2、3 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 | 2,631円（注）3 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2025年2月28日 至 2028年2月27日 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）4 |

（注）1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が新株予約権発行後、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

3. 新株予約権の割当日後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

(1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、次に定める算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

(2) 割当日後、当社が時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（株式無償割当ての場合を含むが、合併等により新株式を発行又は自己株式を処分する場合、会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡しの場合、当社

普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、次に定める算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分金額」とそれぞれ読み替えるものとする。

4. (1) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員（上級執行役員又は執行役員である場合を含む。）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 前号に関わらず、以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、募集新株予約権を行使することができないものとする。
 - ① 新株予約権者が、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役を解任された場合又は当社若しくは当社子会社の従業員（上級執行役員又は執行役員である場合を含む。）として懲戒解雇、諭旨退職又はそれと同等の処分を受けた場合
 - ② 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号又は第4号に該当した場合
 - ③ 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に違反した場合、又は、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合
 - ④ 新株予約権者が、書面により募集新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、被相続人たる新株予約権者が前号のいずれかの事由に該当していないことを条件として、第1号の定めにかかわらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 複数個の本新株予約権の割当てを受けた場合、一度の手續においてその全部又は一部を行使することができる。ただし、年間の行使回数は、12回を超えないものとする。
- (5) 前項の規定にかかわらず、新株予約権の行使に係る行使価額の年間の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできない。ただし、かかる金額は、租税特別措置法第29条の2第1項第2号に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改正後の金額に変更されるものとする。
- (6) その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによる。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-------------------|--------|---|
| 代表取締役社長 上級執行役員 | 木村 弘毅 | |
| 取締役 上級執行役員 | 大澤 弘之 | 株式会社ハブ 社外取締役 |
| 取締役 上級執行役員 | 村瀬 龍馬 | |
| 取締役 上級執行役員 | 笠原 健治 | Vantageスタジオ本部長 |
| 取締役 | 嶋 聡 | 株式会社オークファン 社外取締役 株式会社アイモバイル 社外取締役 |
| 取締役 | 藤田 明久 | インフォコム株式会社 社外取締役 |
| 取締役 | 長田 有喜 | 有限会社アーサー・リリーコンサルティング 代表取締役社長 デジタルハリウッド大学 教授 |
| 常勤監査役 | 西村 裕一郎 | |
| 監査役 | 若松 弘之 | 公認会計士若松弘之事務所 代表 株式会社ウィザス 社外監査役 株式会社ジェネリス 代表取締役 株式会社レノバ 社外監査役 |
| 監査役 | 上田 望美 | 紀尾井坂テーミス総合法律事務所 パートナー アンリツ株式会社 社外取締役 (監査等委員) |

- (注) 1. 取締役嶋聡氏、取締役藤田明久氏及び取締役長田有喜氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役西村裕一郎氏、監査役若松弘之氏及び監査役上田望美氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役西村裕一郎氏は、長年にわたり人事及び総務の経験を重ねてきており、管理業務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役若松弘之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役上田望美氏は、弁護士の資格を有しており、法律及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役嶋聡氏、取締役藤田明久氏、取締役長田有喜氏、常勤監査役西村裕一郎氏、監査役若松弘之氏及び監査役上田望美氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分 | 対象となる 役員の員数 | 報酬等の種類別の額 | | | 報酬等の総額 |
|--------------------|----------------|-------------------|--------|-------|-------------------|
| | | 基本報酬 | 株式基本報酬 | 成果報酬 | |
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 11名 (5名) | 166百万円 (27百万円) | 59百万円 | 63百万円 | 289百万円 (27百万円) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 4名 (4名) | 32百万円 (32百万円) | — | — | 32百万円 (32百万円) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等限度額は、2016年6月28日開催の第17期定時株主総会において、月例報酬とストックオプションを併せて年額1,000百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）と決議いただいております。なお、当該決議に係る取締役の員数は6名（うち社外取締役の員数は2名）となります。また、当該報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 監査役の報酬等限度額は、2004年8月26日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議に係る監査役の員数は1名となります。
4. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額（取締役100百万円）を含んでおります。

4. 非金銭報酬（募集新株予約権）の概要

当社は、2022年6月28日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社取締役（社外取締役を除く。）に対して株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しております。

| | |
|----------------|---|
| 募集新株予約権の名称 | 第23回新株予約権 |
| 区分及び保有者数 | 取締役3名（社外取締役を除く。） |
| 新株予約権の数 | 932個 |
| 目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 93,200株（注） |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2022年7月14日 至 2052年7月13日 |
| 割当時に付した条件 | 一定の事由が生じた場合には、新株予約権者は、募集新株予約権を行使することができないものとする旨を、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に定めております。 |

- (注) 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株未満の端数は切り捨てるものとしております。
- 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

5. 報酬の決定方針に関する事項

① 基本方針

取締役報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、現金報酬と当社株式報酬との割合を適切に設定することを基本方針としています。

② 報酬体系

社外取締役を除く取締役の報酬は、基本方針に基づき、月例の『現金報酬』と、定時株主総会後に年1回交付する『株式報酬（株式報酬型ストックオプション）』の2種の形態にて支給しています。具体的には、報酬を「基本報酬」、「株式基本報酬」、「成果報酬」の3点で構成し、それぞれの支給形態は、「基本報酬」は『現金報酬』、「株式基本報酬」は『株式報酬（株式報酬型ストックオプション）』、「成果報酬」は月例の『現金報酬』及び定時株主総会後に年1回交付する『株式報酬（株式報酬型ストックオプション）』から当人が選択した形態としています。「基本報酬」と「株式基本報酬」の割合は、「株式基本報酬」に重きを置いたうえで、当社の過去の実績及び外部専門機関により提供される国内上場企業における報酬市場調査データを参考に役位等に基づき案を作成し、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しています。

社外取締役の報酬構成については、業務執行に対する監督機能を確保する観点から、業績に連動しない月例の『現金報酬』に一本化しています。

なお、取締役に対する退職慰労金制度は存在しません。

《取締役の報酬の構成（成果報酬に係る評価が標準の場合）》



③ 報酬の決定方法

取締役の報酬の決定方法はそれぞれ以下のとおりです。

・取締役（社外取締役を除く）の報酬

「基本報酬」及び「株式基本報酬」は、代表権の有無及び取締役の役位等に応じて報酬額を決定しています。「株式基本報酬」については、中長期的な企業価値向上に向けた取組みや当社の株主との価値共有を進めることを目的として、取締役の在任期間が一定以上あること、また行使時期を退職時とすることを行使条件とした株式報酬型ストックオプションを交付しています。「成果報酬」については、役位及び担当の別に応じてあらかじめ評価割合を定め、全社及び各人の担当部門の前期業績、またその業績に対する各人の貢献度から総合評価を行い、基本報酬に準じて決定される成果報酬のベース金額に総合評価に応じた評価係数を乗じて報酬額を決定しています。なお、業績評価は全社、担当部門の売上高、営業利益を対予算達成率、対前年度増減率で評価するものとします。

【成果報酬の決定方法】

| | 業績評価 | | 貢献評価 | |
|-----------------|-----------------|---------------------|------|------|
| | 全社 | 担当部門 | 全社 | 担当部門 |
| 評価指標 | 連結売上高 連結営業利益 | 担当部門売上高 担当部門営業利益 | - | - |
| 代表取締役社長 評価割合 | 50% | - | 50% | - |
| 事業担当取締役 評価割合 | 60% | | 40% | |
| 管理担当取締役 評価割合 | 40% | - | 60% | |

- (注) 1. 業績評価については、業績の向上及び企業価値向上のための指標として重要であると認識していることから、連結売上高・連結営業利益、担当部門売上高、担当部門営業利益を指標としています。
2. 成果報酬の各指標の概況として、全社の業績評価指標である連結売上高・連結営業利益については、連結営業利益の対予算達成率が標準を上回る評価となった他は標準評価となりました（当事業年度における連結売上高は146,867百万円、連結営業利益は24,820百万円です）。また、担当部門の業績評価指標である担当部門売上高・担当部門営業利益については、一部の部門を除き対予算達成率が標準を下回る評価となりました。

・社外取締役の報酬

外部専門機関により提供される国内上場企業における報酬市場調査データ等を参考に、役位等に応じて現金報酬額を決定しています。

④ 決定プロセス

社外取締役を除く取締役の報酬体系や報酬の決定方法については、決定プロセスの客観性・透明性を確保する観点から、指名・報酬委員会（全ての社外取締役及び代表取締役社長並びにその他社内取締役1名を委員として構成）の審議を経て、取締役会にて決定しています。

取締役の個人別報酬の決定については、取締役会にて決議しています。なお、社外取締役を除く取締役については、取締役会決議の前に指名・報酬委員会の審議を経るものとしています。

⑤ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

社外取締役を除く取締役の個人別の報酬等については、内容を決定するにあたり、事前に指名・報酬委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行っております。取締役会は基本的にその答申を尊重しており、当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

6. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

① 被保険者の範囲

当社及び当社の全ての子会社の全ての取締役、監査役

② 保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等が、その職務執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償額及び争訟（株主代表訴訟・第三者訴訟を含む。）に係る費用について、当該保険契約により填補することとしております。

7. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員等としての兼職の状況

| 地 位 | 氏 名 | 兼 職 先 及 び 兼 職 内 容 |
|-------|---------|---|
| 取 締 役 | 嶋 聡 | 株式会社オークファン 社外取締役 株式会社アイモバイル 社外取締役 株式会社ネオキャリア 社外取締役 株式会社アウトソーシングテクノロジー 社外取締役 ハンファソリューションズ株式会社 社外取締役 |
| 取 締 役 | 藤 田 明 久 | 株式会社瀬戸内ブランドコーポレーション 取締役 インフォコム株式会社 社外取締役 |
| 取 締 役 | 長 田 有 喜 | 有限会社アーサー・リリーコンサルティング 代表取締役社長 デジタルハリウッド大学 教授 株式会社船場 社外取締役（監査等委員） |
| 監 査 役 | 若 松 弘 之 | 公認会計士若松弘之事務所 代表 株式会社ウィザス 社外監査役 キャストリア株式会社 社外監査役 株式会社レノバ 社外監査役 株式会社ジェネリス 代表取締役 野原ホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社CAMPFIRE 社外監査役 |
| 監 査 役 | 上 田 望 美 | 紀尾井坂テーミス総合法律事務所 パートナー アンリツ株式会社 社外取締役（監査等委員） |

(注) 当社と上記兼職先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 地 位 | 氏 名 | 取締役会への 出席状況 | 監査役会への 出席状況 | 活 動 状 況 |
|-------|--------|------------------|------------------|---|
| 取 締 役 | 嶋 聡 | 100% 18回／18回中 | — | 衆議院議員としての経験のほか企業活動に関する豊富な見識・実績を有しており、当該視点から経営事項の決定及び業務執行の監督機能強化の役割を果たすことを期待しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言を行うなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。 |
| 取 締 役 | 藤田 明久 | 100% 14回／14回中 | — | 上場企業等の経営者として企業活動に関する豊富な見識・実績を有しており、当該視点から経営事項の決定及び業務執行の監督機能強化の役割を果たすことを期待しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言を行うなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。 |
| 取 締 役 | 長田 有喜 | 93% 13回／14回中 | — | グローバルビジネス、企業ブランディング、マーケティングに関する豊富な見識・実績を有しており、当該視点から経営事項の決定及び業務執行の監督機能強化の役割を果たすことを期待しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言を行うなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。 |
| 常勤監査役 | 西村 裕一郎 | 100% 18回／18回中 | 100% 17回／17回中 | 常勤監査役として、ガバナンス向上、内部統制強化に向けた活動を日常行うとともに、取締役会・監査役会において適宜必要な発言を行っております。また会計監査人、内部監査室とよく連携し、経営の健全性や適正性確保に寄与しております。 |
| 監 査 役 | 若松 弘之 | 100% 18回／18回中 | 100% 17回／17回中 | 公認会計士としての豊富な専門知識と他社での社外役員経験から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っており、取締役会及び監査役会の実効性向上・ガバナンス強化に寄与しております。 |
| 監 査 役 | 上田 望美 | 89% 16回／18回中 | 100% 17回／17回中 | 弁護士としての専門的な知識・経験を活かし、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っており、取締役会及び監査役会の実効性向上・ガバナンス強化に寄与しております。 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

5 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 PwCあらた有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支 払 額 |
|-------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 69百万円 |
| 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 76百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外を委託しておりません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると総合的に判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- (1) 当社及び当社子会社（以下、当社グループという。）の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループでは、「倫理規程」においてコンプライアンスの重要性を掲げるとともに、その内容を情報システムや教育等を通じて全役職員に周知、徹底する。
 - ② 当社グループでは、業務プロセスや社内規程の整備、内部監査室による評価・監視体制の強化により、取締役及び従業員の職務執行の適正に努める。
 - ③ 法令及び定款違反等の行為に対する牽制機能として内部通報制度を制定し、不祥事の未然防止を図るとともに、反社会的勢力排除に向けた体制整備を行う。
 - ④ 当社グループでは、法令・定款違反等の行為が発生した場合又はそのおそれが発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努める。
- (2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社グループでは、情報管理に関する規程を整備し、重要文書の特定や保管形態の明確化により、個人情報及び重要な営業秘密、取締役の職務の執行に係る情報を適切かつ安全に保存・管理する体制を構築する。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループを取り巻く様々なリスクを把握、管理するための規程を整備し、リスク管理に必要な体制の整備・強化を行う。リスクマネジメント推進体制の最高責任者として取締役社長を位置づけるほか、その補佐機関としてリスク・コンプライアンス担当の上級執行役員又は執行役員（以下「リスク管理等担当執行役員」という。）を任命する。リスク管理等担当執行役員を責任者とする「リスク管理委員会」を設置し、当社グループが行う事業に関連するリスクを把握、評価し、その低減に努める。また、有事が発生した場合には、迅速かつ適切に対応する。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社グループでは、担当職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備するほか、グループ共通の情報共有システムの導入等、当社グループの取締役の職務執行の効率性を確保するよう努める。
 - ② 現在及び将来の事業環境を踏まえ各事業年度において予算を作成し、当社グループの目標を設定する。当社各部門及び各グループ会社においては、その目標達成に向けて各種施策を実行する。また、毎月の当社グループ全体の予算実績を当社取締役会において報告し、当社各部門及び各グループ会社の目標達成状況を検証する。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社は、グループ会社の管理を行う部門を設置し、グループ会社管理規程に基づき、グループ会社の事業

の進捗状況及び取締役等の職務執行状況のモニタリングを行う。

- ② 当社は、当社取締役社長をはじめとした各取締役、各上級執行役員、各執行役員及び各本部長の間で、当社各部門及び各グループ会社の事業の状況に関する情報を定期的に報告させ又は共有するとともに、重要事項について必要がある場合には適時に適切な指導・助言を行う。
 - ③ 当社内部監査室は、内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程等への適合性の観点等から、グループ会社の内部監査を実施する。
- (6) 当社監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
当社は、監査役職務を補助するため、監査役又は監査役会の求めに応じて、監査役職務を補助する部門（以下「監査役室」という。）を設置し、監査役を補助すべき従業員を配置する。監査役は当該従業員に対して監査に必要な事項を指示することができる。
- (7) 当社監査役職務を補助すべき従業員の当社取締役からの独立性に関する事項及び同従業員に対する当社監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役職務を補助すべき従業員は、当該業務を行うにあたっては、監査役の指示のみに従うものとし、取締役及び従業員の指示を受けない。
 - ② 監査役職務を補助すべき従業員の任命、人事考課及び異動については、監査役会の意見を聴取し決定するものとする。
- (8) 当社取締役及び従業員が当社監査役に報告をするための体制
- ① 監査役は、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し、取締役及び従業員から説明を受けることができるものとする。
 - ② 監査役は、重要な書類その他の書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に説明を求めることができるものとする。
 - ③ 取締役及び従業員は、会社の経営又は業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事実については、直ちに監査役に報告しなければならないものとする。
- (9) 当社グループの取締役、監査役等及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制
当社グループでは、内部通報制度を通じ、各グループ会社の取締役及び従業員が当社監査役に報告をする手段を設ける。また、監査役以外の内部通報を受けた者は適時かつ適切に当社監査役に報告する。
- (10) (8) 及び (9) の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループでは、当社監査役に対する当社グループの取締役及び従業員からの通報については、法令又は内部通報制度等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
- (11) 当社監査役職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。また、監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士その他の社外の専門家に意見・アド

バイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

(12) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役及び従業員は、監査役の監査に対する理解を深め、監査体制の実効性を確保するべく、監査役の監査に協力する。
- ② 監査役は、取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行うとともに内部監査室と連携し、効果的な監査を行う。
- ③ 当社グループでは、監査役と会計監査人との意見及び情報の交換、監査役からの求めに応じ、当社の代表取締役、取締役、及び執行役員へのヒアリング、社外取締役との連絡会、執行役員、子会社の代表取締役等との定期的なミーティングの機会を確保するなど、監査が実効的に行われる体制を整備する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社取締役の職務の執行について

「取締役会規程」に基づき、毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会において、事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、社外取締役や監査役が、有する知見と経験を活かし、取締役の職務執行の監視・監督を行っています。

取締役会等の重要会議の議事録や、決裁記録等の業務執行の意思決定等に関する重要な記録・文書については、文書管理規程及び情報セキュリティに関連する規程に従い、適切に保管管理をしています。

(2) コンプライアンスに対する取り組みについて

当社グループのコンプライアンス体制の構築と個別の業務執行についてコンプライアンス確保の支援を目的とする部門を設置し、当社グループの各事業のコンプライアンス確保に努めています。

また、「倫理規程」等の社内規程に基づき、当社グループ役職員に対し、コンプライアンス教育及び情報セキュリティ教育その他職務に応じた研修等を実施しております。

また、外部弁護士事務所を窓口とする内部通報制度を運用しており、法令、定款及び社内規程に違反する行為を早期に発見し、適切かつ迅速に対応しております。

(3) リスク管理に対する取り組みについて

リスク管理等担当執行役員を選任するとともに、同役員を責任者とするリスク管理委員会を設置し、当社グループの重要な事業についてリスクの把握、評価、対応策の指示等のリスク管理活動を継続的に行っております。また、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、取締役会、その他の重要な会議に報告し、協議を行うなどリスク管理の強化に取り組んでおります。

(4) 当社グループの経営管理について

当社グループは、グループ会社管理規程に基づき、グループ会社の管理を行う部門を設置し、グループ会社の事業の進捗状況及び取締役等の職務執行状況のモニタリングを実施しております。また、当社グループの業務執行の重要事項について、取締役、監査役、上級執行役員及び執行役員等に対する情報の共有を定期的に行っております。

(5) 内部監査の実施について

内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社が、法令、定款及び社内規程に準拠して職務の執行が行われているか、書類の閲覧及び実地調査を実施しております。また、監査役会と相互連携を図り、内部監査の状況を監査役会に報告し、適宜会合を行い意見及び情報の交換を行っております。

(6) 監査役による監査について

当社監査役は、監査役会で策定された年度計画に基づき、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて当社取締役、企業集団の取締役、内部監査室その他社員と意見交換等を行い、取締役の職務執行の監査を行っております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識し、将来の成長に必要な事業開発、研究開発、M&Aなどの投資を実施することにより、企業価値の持続的な向上を目指しながら、連結配当性向20%又は株主資本配当率（DOE）5%を目安に配当を行うことを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株当たり55円とさせていただきます。なお、中間期において、中間配当金1株につき55円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり110円となります。

次期（2024年3月期）の配当につきましては、上記方針に基づき、年間配当金として1株当たり110円（うち中間配当金55円）を予定しております。

今後も企業価値の継続的な向上を目指しつつ、各年度の経営成績を勘案しながら、配当政策の見直しを行い、株主の皆様への利益還元を実施してまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | 162,907 | 流動負債 | 29,244 |
| 現金及び預金 | 118,922 | 短期借入金 | 912 |
| 受取手形及び売掛金 | 13,736 | 未払金 | 13,606 |
| 営業投資有価証券 | 19,514 | 未払法人税等 | 4,677 |
| 商品 | 484 | 未払消費税等 | 1,571 |
| 未収消費税等 | 10 | 賞与引当金 | 2,847 |
| その他 | 10,274 | その他 | 5,629 |
| 貸倒引当金 | △35 | 固定負債 | 9,613 |
| 固定資産 | 59,413 | 長期借入金 | 6,873 |
| 有形固定資産 | 15,114 | 繰延税金負債 | 2,506 |
| 建物 | 9,525 | その他 | 234 |
| 工具、器具及び備品 | 2,226 | | |
| その他 | 19 | 負債合計 | 38,857 |
| 土地 | 2,699 | 純資産の部 | |
| 建設仮勘定 | 643 | 株主資本 | 180,116 |
| 無形固定資産 | 19,410 | 資本金 | 9,698 |
| のれん | 9,806 | 資本剰余金 | 9,662 |
| 顧客関連資産 | 5,638 | 利益剰余金 | 177,655 |
| 商標権 | 2,467 | 自己株式 | △16,900 |
| その他 | 1,498 | その他の包括利益累計額 | 893 |
| 投資その他の資産 | 24,889 | その他有価証券評価差額金 | 383 |
| 投資有価証券 | 10,313 | 為替換算調整勘定 | 510 |
| 長期貸付金 | 3,405 | 新株予約権 | 1,127 |
| 繰延税金資産 | 6,963 | 非支配株主持分 | 1,324 |
| その他 | 5,353 | | |
| 貸倒引当金 | △1,147 | 純資産合計 | 183,463 |
| 資産合計 | 222,321 | 負債純資産合計 | 222,321 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------|--------|---------|
| 売上高 | | 146,867 |
| 売上原価 | | 41,746 |
| 売上総利益 | | 105,121 |
| 販売費及び一般管理費 | | 80,301 |
| 営業利益 | | 24,820 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 10 | |
| 投資事業組合運用益 | 0 | |
| 協賛金収入 | 33 | |
| 助成金収入 | 32 | |
| 賞与引当金戻入額 | 33 | |
| その他 | 146 | 257 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 59 | |
| 持分法による投資損益 | 6,604 | |
| 為替差損 | 69 | |
| 支払手数料 | 7 | |
| その他 | 85 | 6,826 |
| 経常利益 | | 18,250 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 0 | 0 |
| 特別損失 | | |
| 貸倒引当金繰入額 | 1,129 | |
| 関係会社株式売却損 | 875 | |
| 固定資産除売却損 | 72 | |
| 減損損失 | 508 | |
| 事業撤退損 | 4,408 | |
| 投資有価証券評価損 | 1 | 6,996 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 11,254 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 7,147 | |
| 法人税等調整額 | △1,798 | 5,348 |
| 当期純利益 | | 5,905 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 744 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 5,161 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|----------------------|-------|-------|---------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 2022年4月1日残高 | 9,698 | 9,656 | 181,278 | △18,248 | 182,385 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △8,001 | | △8,001 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 5,161 | | 5,161 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 自己株式の処分 | | △782 | | 1,348 | 566 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | 782 | △782 | | － |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | 5 | | | 5 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | － |
| 当期変動額合計 | － | 5 | △3,622 | 1,348 | △2,268 |
| 2023年3月31日残高 | 9,698 | 9,662 | 177,655 | △16,900 | 180,116 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|----------------------|--------------|----------|---------------|-------|---------|---------|
| | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 2022年4月1日残高 | 471 | 277 | 749 | 1,506 | 1,415 | 186,056 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △8,001 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | 5,161 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 566 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | | | | － |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | | | | | 5 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △88 | 233 | 144 | △378 | △90 | △324 |
| 当期変動額合計 | △88 | 233 | 144 | △378 | △90 | △2,592 |
| 2023年3月31日残高 | 383 | 510 | 893 | 1,127 | 1,324 | 183,463 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び名称

- ・連結子会社の数 30社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社チャリ・ロト
株式会社ネットドリーマーズ

② 主要な非連結子会社の名称等

株式会社イー・マーキュリー

(連結の範囲から除いた理由)

株式会社イー・マーキュリー他4社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び名称

- ・持分法適用の関連会社の数 6社
- ・主要な持分法適用会社の名称 ビットバンク株式会社
株式会社ハブ
株式会社デコルテ・ホールディングス

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社名等

株式会社イー・マーキュリー

(持分法を適用しない理由)

株式会社イー・マーキュリー他6社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちScrum Ventures Fund I, L.P.他7社の決算日は12月末日、東京フットボールクラブ株式会社の決算日は1月末日、AAファンド投資事業有限責任組合1社の決算日は2月末日であり、それぞれの決算日の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた連結上重要な取引に関しては必要な調整を行っております。また、株式会社千葉ジェッツふなばしの決算日は6月末日であります。仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(営業投資有価証券を含む)

市場価格のない株式等以外のもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合等への出資持分については、直近の決算日の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法を採用しております。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商

品……………

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産…………… 主に定率法を採用しております。

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物…………… 2～50年

工具、器具及び備品…………… 2～20年

ロ. 無形固定資産…………… 定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア…………… 5年

商 標 権…………… 経済的耐用年数（5～13年）に基づいて償却しております。

顧 客 関 連 資 産…………… 経済的耐用年数（5～18年）に基づいて償却しております。

その他無形資産…………… 経済的耐用年数（4～5年）に基づいて償却しております。

ハ. リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

二. の れ ん…………… 効果の発現する期間を個別に見積もり、その期間（4～13年）で均等償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金…………… 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金…………… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下のとおりです。なお、収益に含まれる値引き、リベート及び返品等の変動対価の金額に重要性はありません。また、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

イ. スマートデバイス向けゲーム「モンスターストライク」等のサービス運営

当社グループは、スマートデバイス向けゲーム「モンスターストライク」等のサービスを運営しております。顧客との契約における履行義務は、キャラクター等をユーザーが利用できる環境を維持することであると判断しております。そのため、ユーザーがゲーム内通貨である「オーブ」等を消費して入手したキャラクター等の見積み利用期間に亘って収益を認識しております。ただし、ユーザーが継続して使用するキャラクター等は、レアリティが高いものに限定されており、それ以外のキャラクター等に関しては入手後長期間使用されることは稀であります。そのため、収益を入手したキャラクター等の見積み利用期間に亘り認識する場合と「オーブ」等の消費時に認識する場合とでは収益の額に重要な差異は生じないものと判断しております。

なお、収益認識会計基準等の下では機能的に重要な差異を有しない有償オーブ等と無償オーブ等はそれぞれ等価値であります。そのため消費されたオーブ等有償か無償かで区分することなく取引価格を配分しております。

ロ. 競馬情報サイト「netkeiba.com」のサービス運営

当社グループは、競馬情報サイト「netkeiba.com」を活用し、有料会員向けの情報や予想家による勝負予想情報「ウまい馬券」を提供するサービスを提供しております。有料会員向けの情報提供定額制サービスに係る収益は、時の経過により履行義務が充足されることから、契約期間にわたって収益を認識しております。「ウまい馬券」に係る収益は、主として当社グループが対象となる情報を提出した時点で履行義務が充足されると判断していることから、情報の引渡時点で収益を認識しております。

ハ. 競輪・オートレース車券のオンライン投票サイト「チャリロト」及びスポーツベッティングサービス「TIPSTAR」のサービス運営

当社グループは、競輪・オートレース車券のオンライン投票サイト「チャリロト」及びスポーツベッティングサービス「TIPSTAR」を活用し、ユーザーに対してオンライン投票システムを提供しております。当該収益は、レースの開催後に即日車券の払戻や精算が完了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、レースの開催終了日において収益を認識しております。

二. プロスポーツチームの運営

当社グループは、「千葉ジェッツふなばし」及び「FC東京」のプロスポーツチーム運営を行っております。主な収益である広告料収入については、ユニフォーム、試合会場内の看板、その他印刷物を広告媒体として提供しております。広告の掲載・企画が一定期間にわたるものは時の経過に従い履行義務が充足されると判断していることから契約期間等の一定期間にわたって収益を認識しております。また、広告を単独の試合・企画のみで掲載する場合は興業時に履行義務が充足されると判断していることから興業終了時の一時点で収益を認識しております。

ホ. 「家族アルバム みてね」のサービス運営

当社グループは、「家族アルバム みてね」を活用し、ユーザーに対してアプリをより便利に利用可能となる月額制サービス「みてねプレミアム」の提供やフォトブック、DVD等の販売を行っております。「みてねプレミアム」については、時の経過により履行義務が充足されることから、契約期間にわたって収益を認識しております。フォトブック、DVD等の販売については、物品をユーザーのもとに納入した時点で履行義務が充足されると判断していますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間であると判断し、出荷時に収益を認識しております。

ヘ. 年賀状アプリ「みてね年賀状」のサービス運営

当社グループは、年賀状アプリ「みてね年賀状」を活用し、印刷年賀状作成サービスを提供しております。当該収益は、ユーザーからの受注内容に沿って印刷年賀状を製造し、ユーザーのもとに納入することで履行義務が充足されると判断していますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間であると判断し、出荷時に収益を認識しております。

ト、サロンスタッフ直接予約アプリ「minimo」のサービス運営

当社グループは、サロンスタッフ直接予約アプリ「minimo」を活用し、ユーザーに対してサロン予約支援サービスを提供しております。当該収益は、サロン等の掲載者に対する一般消費者からの予約が成立することで履行義務が充足されると判断していることから、一般消費者の来店日において収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

当社グループは、「投資事業」について、取組の強化により投資規模を拡大するとともに、投資活動を主軸とした当社の持続可能な成長への寄与を目的として、当連結会計年度より「投資事業」を主たる事業として独立区分し報告セグメントといたしました。

この変更に伴い、財務的リターンを主たる目的として取得した有価証券に係る損益について、従来、受取配当金を営業外収益、売却損益を特別損益、評価損を特別損失とする方法によっておりましたが、当連結会計年度より受取配当金及び売却金額を売上高、売却した有価証券の帳簿価額及び評価損等を売上原価に計上する方法に変更しております。また、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資に係る損益について、従来、持分相当額を純額で営業外損益に計上しておりましたが、当連結会計年度より組合ごとに利益の場合は売上高、損失の場合は売上原価に計上する方法に変更しております。なお、連結貸借対照表上、従来、投資その他の資産の投資有価証券に含めて計上しておりました財務的リターンを主たる目的として取得した有価証券は、当連結会計年度より流動資産の営業投資有価証券として表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(営業投資有価証券及び投資有価証券の減損)

当社グループでは決算日において、営業投資有価証券19,514百万円、投資有価証券10,313百万円を計上しており、そのうち非上場株式等(持分法適用会社を除く)13,659百万円についての減損の検討は、下記のように実施しております。

非上場株式等の評価については、当該株式等の実質価額又は時価が取得原価と比べて50%程度以上低下した場合に、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行うこととしております。また、これらの非上場株式について、会社の超過収益力等を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該会社の株式を取得している場合、超過収益力等が見込めなくなったときには、これを反映した実質価額が取得原価の50%程度以上低下した場合に、減損処理を行うこととしております。

また、将来の時価の下落又は投資先の業績不振や財政状態の悪化により、現状の帳簿価額に反映されていない損失又は帳簿価額の回収不能が生じ、減損処理が必要となる可能性があります。

(のれん及びその他無形固定資産の減損)

当社グループは決算日において、のれん、顧客関連資産、商標権及び運営権等17,859百万円を計上しており、減損の検討を行っております。減損の検討は、下記の4段階にて実施しております。

(1) 無形固定資産等の含まれる資産又は資産グループ(以下「資産グループ」)の識別

減損が生じている可能性を示す事象(以下「減損の兆候」)は資産グループごとに識別しておりますが、当社ではその決定にあたり、子会社ごとに異なった事業を営んでいることから、子会社ごとにグルーピングを行っております。

(2) 減損の兆候の識別

当該資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みである場合や、経営環境の悪化を把握した場合等に、減損の兆候を識別しております。

(3) 減損の認識

減損の兆候があった資産グループについては中長期の事業計画等を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを算定し、資産グループの帳簿価額を下回る場合には減損損失を認識しております。

(4) 減損の測定

減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失としております。

上記17,859百万円のうち、1,352百万円が株式会社千葉ジェッツふなばしの資産グループに属する金額であります。営業活動から生ずる損益、キャッシュ・フローが継続してマイナスとなる見込みから、上記(2)に従って減損の兆候を識別いたしました。そこで、(3)にて将来の売上・費用予測や営業利益率等の仮定に基づいて割引前将来キャッシュ・フローを算定した結果、割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの帳簿価額を上回ったために(4)には進まず、減損損失の認識は不要と判断いたしました。

割引前将来キャッシュ・フローの算定に使用した将来の売上・費用予測や営業利益率等の仮定は、取得時の事業計画をベースに、経営陣により承認された翌連結会計年度の予算に反映している変化点及び将来的に継続する変化点を織り込んだ過去の実績や当社経営陣により承認された事業計画等に基づく最善の見積りと判断により決定しております。これらは事業戦略の変更や市場環境の変化等により影響を受ける可能性があり、仮定の変更が必要となった場合、認識される減損損失の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

| | |
|--------------------------|-----------|
| (1) 顧客との契約から生じた債権の残高 | |
| 受取手形 | 8百万円 |
| 売掛金 | 13,728百万円 |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 5,407百万円 |
| (3) 担保に供している資産及び担保に係る債務 | |
| ①担保に供している資産 | |
| 建物 | 5,271百万円 |
| 土地 | 2,698百万円 |
| 計 | 7,969百万円 |
| ②担保に係る債務 | |
| 短期借入金 | 516百万円 |
| 長期借入金 | 6,836百万円 |
| 計 | 7,352百万円 |
| (4) 非連結会社及び関連会社に対する残高 | |
| 投資有価証券（株式） | 7,453百万円 |
| 投資有価証券（社債） | 2,666百万円 |
| (5) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 | 2,199百万円 |

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

| 事業 | 用途 | 場所 | 種類 | 金額(百万円) |
|----------------|-------|---------|-------------|---------|
| デジタルエンターテインメント | 事業用資産 | 東京都渋谷区 | 工具器具備品 | 0 |
| | | | 無形固定資産（その他） | 252 |
| スポーツ事業 | 事業用資産 | 東京都渋谷区 | 建物 | 2 |
| | | | 工具器具備品 | 131 |
| | | | 有形固定資産（その他） | 1 |
| | | | ソフトウェア | 3 |
| | | | 商標権 | 4 |
| | | 東京都江東区等 | 建物 | 0 |
| | | | 工具器具備品 | 0 |
| | | | 有形固定資産（その他） | 4 |
| | | | ソフトウェア | 7 |
| | | | 長期前払費用 | 98 |

継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及び処分予定資産については、当該資産ごとにグルーピングを行っております。

デジタルエンターテインメント事業において株式会社MIXIが運営するコトダマン事業、スポーツ事業において株式会社MIXIが運営するTIPSTAR事業及び東京フットボールクラブ株式会社にかかる固定資産について、想定していた収益の達成が遅れており、計画値の達成までに時間を要すると判断したため、減損損失を認識しております。

当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、これらの資産はいずれも将来キャッシュ・フローが見込めないため零としております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|-------|-------------|----|----|-------------|
| 普通株式 | 78,230,850株 | －株 | －株 | 78,230,850株 |

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決 議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2022年5月13日 取締役会 | 普通株式 | 3,990 | 55 | 2022年3月31日 | 2022年6月14日 |
| 2022年11月4日 取締役会 | 普通株式 | 4,011 | 55 | 2022年9月30日 | 2022年12月5日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決 議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|-----------|
| 2023年5月12日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 4,013 | 55 | 2023年3月31日 | 2023年6月6日 |

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

| | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数 |
|-------------------------------|------------|-----------|
| 第13回新株予約権 (2016年8月5日取締役会決議分) | 普通株式 | 47,000株 |
| 第14回新株予約権 (2017年8月8日取締役会決議分) | 普通株式 | 28,500株 |
| 第15回新株予約権 (2018年8月9日取締役会決議分) | 普通株式 | 120,800株 |
| 第16回新株予約権 (2018年11月8日取締役会決議分) | 普通株式 | 11,500株 |
| 第17回新株予約権 (2019年6月26日取締役会決議分) | 普通株式 | 222,400株 |
| 第18回新株予約権 (2019年6月26日取締役会決議分) | 普通株式 | 1,900株 |
| 第19回新株予約権 (2020年6月26日取締役会決議分) | 普通株式 | 196,300株 |
| 第20回新株予約権 (2020年6月26日取締役会決議分) | 普通株式 | 13,700株 |
| 第21回新株予約権 (2021年6月25日取締役会決議分) | 普通株式 | 98,600株 |
| 第22回新株予約権 (2021年6月25日取締役会決議分) | 普通株式 | 17,500株 |
| 第23回新株予約権 (2022年6月28日取締役会決議分) | 普通株式 | 93,200株 |
| 第24回新株予約権 (2023年2月27日取締役会決議分) | 普通株式 | 94,500株 |

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期の金融資産に限定し運用を行っております。連結子会社における資金調達に関しては内部資金及び銀行等金融機関からの借入により行う方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融資産の主なものには、現金及び預金、売掛金、営業投資有価証券、投資有価証券があります。預金については、主に普通預金及び短期の定期預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。売掛金については、顧客の信用リスクに晒されておりますが、債権管理規程に従い債権管理担当者が定期的取引先ごとの期日及び残高の管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。営業投資有価証券及び投資有価証券については、主に事業上の関係を有する企業の株式及び投資事業組合に対する出資金であり、信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体及び投資事業組合の財務状況を把握しております。

金融負債の主なものには、未払金、未払法人税等、長期借入金（一年内返済長期借入金を含む）があります。未払金については、そのほとんどが1カ月以内の支払い期日であります。長期借入金（一年内返済長期借入金を含む）については、主に子会社の設備投資に係る資金調達であります。また、資金調達ができなくなる流動性リスクについては、当社の手元資金は潤沢であり流動性は確保できております。連結子会社においては、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、受取手形及び売掛金、短期借入金（ただし、一年内返済予定長期借入金を除く）、未払金、未払法人税等並びに未払消費税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 (*1) | 時価 (*1) | 差額 |
|----------------------|-----------------|---------|-----|
| 営業投資有価証券 | 2,952 | 2,952 | - |
| 投資有価証券 | | | |
| 関係会社株式 | 2,819 | 3,567 | 747 |
| その他有価証券 | 2,855 | 2,855 | - |
| 長期貸付金 | 3,405 | | |
| 貸倒引当金 (*2) | △1,129 | | |
| | 2,276 | 2,276 | - |
| 敷金及び保証金 (*3) | 1,006 | 998 | △7 |
| 資産計 | 11,910 | 12,649 | 739 |
| 長期借入金（一年内返済長期借入金を含む） | (7,581) | (7,581) | △0 |
| 長期未払金（一年内返済長期未払金を含む） | (588) | (588) | 0 |
| 負債計 | (8,170) | (8,170) | △0 |

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 長期貸付金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*3) 敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高を控除しております。

(*4) 市場価格のない株式等は「営業投資有価証券」及び「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融資産の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|---------------|------------|
| 関係会社株式（非上場） | 4,633 |
| 営業投資有価証券（非上場） | 8,660 |
| 投資有価証券（非上場） | 4 |

(*5) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|-----------|------------|
| 投資事業組合出資金 | 7,901 |

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|------------|---------|---------|----------|------|
| 現金及び預金 | 118,922 | — | — | — |
| 受取手形及び売掛金 | 13,736 | — | — | — |
| 長期貸付金 (*1) | 1,163 | 741 | 370 | — |
| 合計 | 133,822 | 741 | 370 | — |

(*1) 償還予定額が見込めない1,129百万円は含めておりません。また、契約の更新をすることが見込まれる貸付金について、長期の区分としております。

(注2) 短期借入金及び長期借入金（一年内返済長期借入金を含む）の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|----------------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|
| 短期借入金 | 354 | — | — | — | — | — |
| 長期借入金（一年内返済長期借入金を含む） | 558 | 532 | 525 | 1,840 | 351 | 3,623 |
| 合計 | 912 | 532 | 525 | 1,840 | 351 | 3,623 |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

| 区分 | 時価 | | | |
|----------|------|------|-------|-------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 営業投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 626 | － | 2,325 | 2,952 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 189 | － | 2,666 | 2,855 |
| 資産計 | 815 | － | 4,992 | 5,808 |

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

| 区分 | 時価 (*1) | | | |
|----------------------|---------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| 関係会社株式 | 3,567 | － | － | 3,567 |
| 長期貸付金 | － | 2,276 | － | 2,276 |
| 敷金及び保証金 | － | 998 | － | 998 |
| 資産計 | 3,567 | 3,274 | － | 6,841 |
| 長期借入金（一年内返済長期借入金を含む） | － | (7,581) | － | (7,581) |
| 長期未払金（一年内返済長期未払金を含む） | － | (588) | － | (588) |
| 負債計 | － | (8,170) | － | (8,170) |

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

営業投資有価証券及び投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価法を用いて時価を算定しております。重要な観察できないインプットを用いて価格を算定している場合は、レベル3の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。

ただし、貸倒懸念債権については、連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額が時価に近似しているため、当該価額をもって時価としております。以上により、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、一年以内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表上は、流動負債「短期借入金」に558百万円が含まれております。）は、長期借入金に含めて表示しております。

長期未払金

長期未払金の時価については、将来の支払予定額を国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、一年内返済予定の長期未払金（連結貸借対照表上は、流動負債「未払金」に415百万円が含まれております。）は、長期未払金に含めて表示しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

| | 営業投資有価証券 及び投資有価証券 |
|--|----------------------|
| 期首残高 | 1,528 |
| 当期の損益に計上 (*1) | △1 |
| 購入、売却、発行及び決済等 | 3,465 |
| 期末残高 | 4,992 |
| 当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において 保有する金融資産及び金融負債の評価損益 (*1) | △1 |

(*1) 連結損益計算書の「売上原価」に含まれております。

(2) 時価評価のプロセスの説明

当社グループは財務諸表の作成を担当している部門にて時価の算定に関する方針、手続き及び時価評価モデルの仕様に係る手続きを定めております。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。

時価の算定にあたっては、保有から一定期間が経過していないものにつきましては、直近の取引価格をもって時価としております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | | | 調整額 (注) 1 | 連結計算書類 計上額 (注) 2 |
|-------------------------|----------------------|------------|---------------|-------|---------|--------------|------------------------|
| | デジタルエンター テインメント事業 | スポーツ 事業 | ライフスタイル 事業 | 投資事業 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| 顧客との契約から生 じる収益 (注) 3 | 104,374 | 28,643 | 11,663 | — | 144,681 | 161 | 144,843 |
| その他の収益 | — | — | — | 2,023 | 2,023 | — | 2,023 |
| 外部顧客への売上高 | 104,374 | 28,643 | 11,663 | 2,023 | 146,705 | 161 | 146,867 |
| セグメント間の内部 売上高又は振替高 | — | — | — | — | — | — | — |
| 計 | 104,374 | 28,643 | 11,663 | 2,023 | 146,705 | 161 | 146,867 |
| セグメント利益又は損 失 (△) | 43,502 | △1,100 | △84 | 553 | 42,871 | △18,051 | 24,820 |
| その他の項目 | | | | | | | |
| 減価償却費 | 323 | 1,753 | 310 | 0 | 2,386 | 981 | 3,368 |
| のれん償却額 | — | 957 | 335 | — | 1,293 | — | 1,293 |
| 減損損失 | 396 | 111 | — | — | 508 | — | 508 |

(注) 1. セグメント利益の調整額△18,051百万円には、報告セグメントの減価償却費△2,386百万円及びのれん償却額△1,293百万円並びに各セグメントに配分していない全社売上161百万円、全社費用△14,533百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門の費用であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 当社グループの売上高としては、主にデジタルエンターテインメント事業におけるスマートデバイス向けゲームである「モンスターストライク」で構成されております。

(2) 収益を理解する基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項」をご参照ください。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

- ・ 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

| | 金額 |
|--------------------|--------|
| 顧客との契約から生じた債権（当期首） | 11,580 |
| 顧客との契約から生じた債権（当期末） | 13,736 |
| 契約負債（当期首） | 1,935 |
| 契約負債（当期末） | 2,199 |

なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,935百万円であります。

- ・ 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

10. 企業結合等に関する注記

(取得による企業結合)

株式会社CONNECTIT

(1)企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び取得した事業の内容

被取得企業の名称 : 株式会社CONNECTIT

取得した事業の内容: オンライン年賀状注文サービス

② 企業結合を行った理由

株式会社CONNECTITが提供するオンライン年賀状注文サービスと、当社が提供する年賀状アプリサービスのアセットを組み合わせ、市場でのシェアを拡大するため同社の株式を取得したものであります。

③ 企業結合日

2022年10月21日(株式取得日) 2022年9月30日(みなし取得日)

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

株式会社CONNECTIT

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、株式会社CONNECTITの議決権の全てを取得し、連結子会社化したことによるものであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2022年10月1日から2023年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | | |
|-------|----|--------|
| 取得の対価 | 現金 | 700百万円 |
| 取得原価 | | 700百万円 |

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー・調査費用等 21百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額 361百万円

② 発生原因

被取得企業に係る取得企業の持分額と取得原価との差額により、発生したものであります。

③ 償却方法及び償却期間 4年間にわたって均等償却します。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

| | |
|------|--------|
| 流動資産 | 271百万円 |
| 固定資産 | 72百万円 |
| 資産合計 | 344百万円 |
| 流動負債 | 5百万円 |
| 負債合計 | 5百万円 |

(7) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,480円51銭

(2) 1株当たり当期純利益 70円87銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項について、次のとおり決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実を図るとともに、資本効率の向上を図るため。

(2) 取得に係る事項の内容

- ①取得する株式の種類 当社普通株式
- ②取得する株式の総数 3,750,000株（上限）（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合5.14%）
- ③株式の取得価額の総額 7,500百万円（上限）
- ④取得期間 2023年5月15日～2024年3月31日
- ⑤取得の方法 東京証券取引所における市場買付

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-----------------|----------------|----------------------|----------------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | 137,102 | 流動負債 | 23,122 |
| 現金及び預金 | 100,193 | 未払金 | 10,703 |
| 受取手形及び売掛金 | 10,873 | 未払費用 | 8 |
| 営業投資有価証券 | 11,834 | 契約負債 | 1,301 |
| 商品 | 318 | 未払法人税等 | 4,066 |
| 前渡金 | 35 | 未払消費税等 | 1,134 |
| 前払費用 | 1,835 | 預り金 | 3,092 |
| 短期貸付金 | 5,745 | 賞与引当金 | 2,733 |
| その他 | 6,299 | ポイント引当金 | 30 |
| 貸倒引当金 | △34 | その他 | 49 |
| 固定資産 | 69,068 | 固定負債 | 174 |
| 有形固定資産 | 5,668 | 長期未払金 | 173 |
| 建物 | 4,000 | その他 | 1 |
| 工具、器具及び備品 | 1,662 | | |
| 建設仮勘定 | 5 | | |
| その他 | 0 | | |
| 無形固定資産 | 338 | 負債合計 | 23,297 |
| ソフトウェア | 249 | 純資産の部 | |
| その他 | 89 | 株主資本 | 181,564 |
| 投資その他の資産 | 63,061 | 資本金 | 9,698 |
| 関係会社株式 | 34,794 | 資本剰余金 | 9,668 |
| 関係会社社債 | 2,666 | 資本準備金 | 9,668 |
| 出資金 | 111 | 利益剰余金 | 179,097 |
| 関係会社出資金 | 10,004 | その他利益剰余金 | 179,097 |
| 長期貸付金 | 5,303 | オープンイノベーション 促進積立金 | 2,391 |
| 破産更生債権等 | 2 | 繰越利益剰余金 | 176,705 |
| 長期前払費用 | 1,466 | 自己株式 | △16,900 |
| 敷金及び保証金 | 3,274 | 評価・換算差額等 | 181 |
| 繰延税金資産 | 6,973 | その他有価証券評価差額金 | 181 |
| その他 | 49 | 新株予約権 | 1,127 |
| 貸倒引当金 | △1,586 | | |
| 資産合計 | 206,171 | 純資産合計 | 182,873 |
| | | 負債純資産合計 | 206,171 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|--------|---------|
| 売上高 | | 118,617 |
| 売上原価 | | 25,196 |
| 売上総利益 | | 93,421 |
| 販売費及び一般管理費 | | 67,372 |
| 営業利益 | | 26,048 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 43 | |
| 為替差益 | 11 | |
| 協賛金収入 | 33 | |
| 関係会社業務受託料 | 24 | |
| その他 | 79 | 192 |
| 営業外費用 | | |
| 支払手数料 | 0 | |
| 投資事業組合運用損 | 621 | |
| その他 | 40 | 662 |
| 経常利益 | | 25,579 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 0 | |
| 貸倒引当金戻入益 | 1,074 | |
| その他 | 1 | 1,075 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除売却損 | 13 | |
| 関係会社株式評価損 | 6,295 | |
| 事業撤退損 | 7,530 | |
| 減損損失 | 396 | |
| その他 | 20 | 14,256 |
| 税引前当期純利益 | | 12,398 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 6,307 | |
| 法人税等調整額 | △1,385 | 4,922 |
| 当期純利益 | | 7,476 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | |
|---------------------|-------|-------|----------|------------------|----------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 |
| | | | | オープンイノベーション促進積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 2022年4月1日残高 | 9,698 | 9,668 | － | 9,668 | 2,011 | 178,393 | 180,405 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △8,001 | △8,001 |
| 当期純利益 | | | | | | 7,476 | 7,476 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | △782 | △782 | | | |
| オープンイノベーション促進積立金の積立 | | | | | 379 | △379 | － |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | 782 | 782 | | △782 | △782 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | 379 | △1,687 | △1,307 |
| 2023年3月31日残高 | 9,698 | 9,668 | － | 9,668 | 2,391 | 176,705 | 179,097 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|---------|---------|--------------|------------|-------|---------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 2022年4月1日残高 | △18,248 | 181,524 | 200 | 200 | 1,506 | 183,230 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △8,001 | | | | △8,001 |
| 当期純利益 | | 7,476 | | | | 7,476 |
| 自己株式の取得 | △0 | △0 | | | | △0 |
| 自己株式の処分 | 1,348 | 566 | | | | 566 |
| オープンイノベーション促進積立金の積立 | | － | | | | － |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | － | | | | － |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | － | △18 | △18 | △378 | △397 |
| 当期変動額合計 | 1,348 | 40 | △18 | △18 | △378 | △356 |
| 2023年3月31日残高 | △16,900 | 181,564 | 181 | 181 | 1,127 | 182,873 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式及び関係会社出資金 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
(営業投資有価証券を含む)
- 市場価格のない株式等以外のもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- 市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。
- なお、投資事業組合等への出資持分については、直近の決算日の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 商 品 …………… 先入先出法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。
(リース資産を除く)
- ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建 物 …………… 8～50年
- 工具、器具及び備品 …………… 2～15年
- ② 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。
(リース資産を除く)
- なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…………… 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金…………… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下のとおりです。なお、収益に含まれる値引き、リベート及び返品等の変動対価の金額に重要性はありません。また、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

イ. スマートデバイス向けゲーム「モンスターストライク」等のサービス運営

当社は、スマートデバイス向けゲーム「モンスターストライク」等のサービスを運営しております。顧客との契約における履行義務は、キャラクター等をユーザーが使用できる環境を維持することであると判断しております。そのため、ユーザーがゲーム内通貨である「オーブ」等を消費して入手したキャラクター等の見積り利用期間に亘って収益を認識しております。ただし、ユーザーが継続して使用するキャラクター等は、レアリティが高いものに限定されており、それ以外のキャラクター等に関しては入手後長期間使用されることは稀であります。そのため、収益を入手したキャラクター等の見積り利用期間に亘り認識する場合と「オーブ」等の消費時に認識する場合とでは収益の額に重要な差異は生じないものと判断しております。

なお、収益認識会計基準等の下では機能的に重要な差異を有しない有償オーブ等と無償オーブ等はそれぞれ等価値であります。そのため消費されたオーブ等が有償か無償かで区分することなく取引価格を配分しております。

ロ. スポーツベッティングサービス「TIPSTAR」のサービス運営

当社は、スポーツベッティングサービス「TIPSTAR」を活用し、ユーザーに対してオンライン投票システムを提供しております。当該収益は、レースの開催後に即日車券の払戻や精算が完了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、レースの開催終了日において収益を認識しております。

ハ. 「家族アルバム みてね」のサービス運営

当社は、「家族アルバム みてね」を活用し、ユーザーに対してアプリをより便利に利用可能となる月額制サービス「みてねプレミアム」の提供やフォトブック、DVD等の販売を行っております。「みてねプレミアム」については、時の経過により履行義務が充足されることから、契約期間にわたって収益を認識しております。フォトブック、DVD等の販売については、物品をユーザーのもとに納入した時点で履行義務が充足されると判断していますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間であると判断し、出荷時に収益を認識しております。

二. 年賀状アプリ「みてね年賀状」のサービス運営

当社は、年賀状アプリ「みてね年賀状」を活用し、印刷年賀状作成サービスを提供しております。当該収益は、ユーザーからの受注内容に沿って印刷年賀状を製造し、ユーザーのもとに納入することで履行義務が充足されると判断していますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間であると判断し、出荷時に収益を認識しております。

ホ. サロンスタッフ直接予約アプリ「minimo」のサービス運営

当社は、サロンスタッフ直接予約アプリ「minimo」を活用し、ユーザーに対してサロン予約支援サービスを提供しております。当該収益は、サロン等の掲載者に対する一般消費者からの予約が成立することで履行義務が充足されると判断していることから、一般消費者の来店日において収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

当社は、「投資事業」について、取組の強化により投資規模を拡大するとともに、投資活動を主軸とした当社の持続可能な成長への寄与を目的として、当事業年度より「投資事業」を主たる事業として独立区分し報告セグメントといたしました。

この変更に伴い、財務的リターンを主たる目的として取得した有価証券に係る損益について、従来、受取配当金を営業外収益、売却損益を特別損益、評価損を特別損失とする方法によっておりましたが、当事業年度より受取配当金及び売却金額を売上高、売却した有価証券の帳簿価額及び評価損等を売上原価に計上する方法に変更しております。また、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資に係る損益について、従来、持分相当額を純額で営業外損益に計上しておりましたが、当事業年度より組合ごとに利益の場合は売上高、損失の場合は売上原価に計上する方法に変更しております。なお、貸借対照表上、従来、投資その他の資産の投

資有価証券に含めて計上しておりました財務的リターンを主たる目的として取得した有価証券は、当事業年度より流動資産の営業投資有価証券として表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(営業投資有価証券及び関係会社株式、関係会社社債の減損)

当社では決算日において、営業投資有価証券11,834百万円、関係会社株式34,794百万円、関係会社社債2,666百万円を計上しており、営業投資有価証券のうち非上場株式4,034百万円及び関係会社株式、関係会社社債についての減損の検討は、下記のように実施しております。

株式の実質価額（1株あたりの純資産額に所有株式数を乗じた金額）が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合に、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行うこととしております。また、これらの株式について、会社の超過収益力等を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該会社の株式を取得している場合、超過収益力等が見込めなくなったときには、これを反映した実質価額が取得原価の50%程度以上低下した場合に、減損処理を行うこととしております。

また、将来の時価の下落又は投資先の業績不振や財政状態の悪化により、現状の帳簿価額に反映されていない損失又は帳簿価額の回収不能が生じ、減損処理が必要となる可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

| | |
|------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,501百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 6,756百万円 |
| 長期金銭債権 | 5,775百万円 |
| 短期金銭債務 | 2,408百万円 |
| (3) 保証債務 | |
| 金融機関からの借入等に関する保証予約 | |
| 株式会社チャリ・ロト | 5,366百万円 |
| 仕入債務に関する連帯保証 | |
| 株式会社スフィダンテ(注) | 1,200百万円 |
| 株式会社CONNECTIT(注) | 530百万円 |

(注)連帯保証の保証総額を記載しております。

上記のほか、海外事業において関係会社の銀行保証を一定の水準に維持すること等を約した保証契約を政府当局と締結しております。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

| | |
|---------------------|----------|
| 営業収益 | 5,089百万円 |
| 営業費用 | 2,738百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引（収入分） | 75百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引（支出分） | 1百万円 |

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

| 事業 | 用途 | 場所 | 種類 | 金額(百万円) |
|-----------------|-------|--------|-------------|---------|
| デジタルエンターテインメント業 | 事業用資産 | 東京都渋谷区 | 工具器具備品 | 0 |
| | | | 無形固定資産（その他） | 252 |
| スポーツ事業 | 事業用資産 | 東京都渋谷区 | 建物 | 2 |
| | | | 工具器具備品 | 131 |
| | | | 有形固定資産（その他） | 1 |
| | | | ソフトウェア | 3 |
| | | | 商標権 | 4 |

継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及び処分予定資産については、当該資産ごとにグルーピングを行っております。

デジタルエンターテインメント事業において株式会社MIXIが運営するコトダマン事業及びスポーツ事業において株式会社MIXIが運営するTIPSTAR事業について、想定していた収益の達成が遅れており、計画値の達成までに時間を要すると判断したため、減損損失を認識しております。

当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、これらの資産はいずれも将来キャッシュ・フローが見込めないため零としております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 5,257,825 株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

| | |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| ソフトウェア | 4,621百万円 |
| 営業投資有価証券 | 614百万円 |
| 関係会社株式 | 2,089百万円 |
| 貸倒引当金 | 496百万円 |
| 賞与引当金 | 837百万円 |
| 未払金 | 1,157百万円 |
| 未払事業税 | 207百万円 |
| 地代家賃 | 180百万円 |
| 新株予約権 | 345百万円 |
| 契約負債 | 141百万円 |
| その他 | 255百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 10,945百万円 |
| 評価性引当額 | △3,892百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 7,053百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △79百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △79百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 6,973百万円 |

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 | 議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の 内容 | 取 引 金 額 (百 万 円) | 科目 | 期 末 残 高 (百 万 円) |
|-----|-------------------|------------|------------------|---------------|-------------------------------------|----------------|---------------|----------------------|-------|----------------------|
| 子会社 | 株 式 会 社 チャリ・ロト | 東京都 品川区 | 110百万円 | 競輪の車券 販売事業 | (所有) 直接 100.0% | 役員の兼任 資金の貸付 | 資金の貸付 (注)1 | — | 短期貸付金 | 5,004 |
| | | | | | | | 利息の受取 (注)1 | 4 | — | — |
| | | | | | | | 保証予約 (注)2 | 5,366 | — | — |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. キャッシュ・マネジメント・システム (CMS) の契約を締結しており、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。資金の貸付・借入を繰り返し行っておりますので、取引金額の記載を省略しております。なお、担保は受け入れておりません。

2. 保証予約は、三井住友銀行からの借入5,366百万円に対して付しております。

計算書類

| 種類 | 会社等の 名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 | 議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 | 関連当事者 との関係 | 取引の 内容 | 取 引 金 額 (百 万 円) | 科目 | 期 末 残 高 (百 万 円) |
|------|--------------------|------------|------------------|----------------------|--------------------------------------|---------------|---------------------|----------------------|------------|----------------------|
| 関連会社 | 株 式 会 社 コールドクター | 東京都 渋谷区 | 102百万円 | オンライン診療 夜間・自宅診療事業 | (所有) 直接 39.9% | 転換社債の引受 | 転換社債の 引受 (注)1 | 1,333 | 関係会社 社債 | 2,666 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1.双方協議の上、取引条件を決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,490円59銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 102円64銭 |

11. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

12. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「12. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社MIXI
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 千代田 義 央
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梅 木 典 子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社MIXIの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社MIXI及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社MIXI
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 千代田 義 央
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 梅 木 典 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社MIXIの2022年4月1日から2023年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な委託先において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、PwCあらた有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社MIXI 監査役会

| | | |
|---------|--------|---|
| 常勤監査役 | 西村 裕一郎 | Ⓔ |
| (社外監査役) | | |
| 社外監査役 | 若松 弘之 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 上田 望美 | Ⓔ |

以上

株主総会会場ご案内図



会場

ヒカリエホールA
東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号 **渋谷ヒカリエ9階**

交通

JR線、京王井の頭線 **「渋谷駅」2階連絡通路** と直結
東京メトロ銀座線 **「渋谷駅」1階** と直結
東急東横線・田園都市線、東京メトロ半蔵門線・副都心線 **「渋谷駅」B5出口** と直結

※会場周辺の道路及び駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。

株式会社MIXI

<https://mixon.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。